

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3)			
日 時	平成 1 4 年 1 0 月 2 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 3 9 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出 席 委 員	佐々木 (政) 委員長、武井副委員長、横田・前田・中村・大畠 新谷・久末・小林・北野・斉藤 (陽)・秋山 各委員		
説 明 員	佐藤監査委員、教育長、総務・企画・財政・経済・港湾・学校教育 ・社会教育 各部長、企画部参事、消防長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～ 会議の概要 ～

○ 委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に横田委員、新谷委員をご指名いたします。

委員の交代がございますので、お知らせいたします。

古沢委員が新谷委員に、佐野委員が秋山委員に、それぞれ交代をいたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

○ (港湾) 港湾振興室小林主幹

昨日の決算特別委員会における北野委員の石狩湾新港の港湾貨物取扱量に関する質問の中で、市内張碓地区の採石場から出される石材について、石狩湾新港の港湾取扱貨物に算入されている旨の答弁をさせていただきましたが、調査の結果、石狩湾新港の取扱貨物量には含まれていないことが判明いたしましたので、昨日の答弁を訂正させていただきます。以上でございます。

○ 委員長

これより、総務・経済両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合、共産党の順といたします。

それでは、自民党。

○ 久末委員

生涯学習教室について

それでは、教育委員会に社会教育のことで一つだけお聞きしたいと思います。

それは生涯学習教室のことなのですが、9年たつわけですが、今までに何か所で実施されたか、数をお聞かせください。

○ (社教) 生涯学習プラザ館長

ただいまのお話の生涯学習というのは貴重な事業だということで、平成6年度よりこの事業を始めてございまして、主体は、地域での学習の場ということでスタートしております。

それで、今のご質問でございますが、平成14年度は6地域で開催することとしておりまして、そのうち、4地域はもう終わってございまして、あと、10月13日に残り2か所やるということで、今年は6か所で開催するという予定になっております。

○ 久末委員

私たちの地区では、モデル地区として一番最初に開設したわけですが、9年たちまして、振り返ってみますと、受講生の方たちの意識が少しずつ変わってきているというふうに受け止めておりまして、最初は、300人もの人たちが出てきてくれまして、どのコーナーで勉強しようかということで右往左往しながら、自分のやることを求めていったのですが、最近では、初めから自分はこれを勉強しようということで来ているのです。その中で、人数的にはだんだん減ってきているという傾向にあるわけです。

最初、立ち上げたときは、3年間、自治体の方から補助をいただきまして、4年目からは一人歩きをなささいということで、今、地域で頑張って一人歩きをしているわけです。その中で、今言いましたように、意識が変わってきているのであれば、私たちも、そういう地域の意識に合わせた運営をしていかなければいけないのではないかと、いうふうに思います。

私の方も8月の最後の日曜日に今年の事業は終わったのですが、反省会の中で、今後どういう方向に持つ

ていったらいいかということが出ました。2年前に事務局を立ち上げまして、事務局の反省会で教育委員会の皆さんからそういう声がありました。

私も、ちょっと行き詰まってしまっているところもありますが、来年は10周年なので、私の考え方としては、10周年をまた違った形のスタートにしたいなというふうに思っておりますけれども、市当局の方では、今後、この教室をどういう方向で持っていかれるのか、何かお考えがありましたら、聞かせていただきたいと思います。

○(社教)生涯学習プラザ館長

生涯学習ひろばの今後の在り方ですけれども、当初、うちの方で考えていたのは、年1回の行事でございますし、時間的には日曜日の9時から12時と非常に短いということもございまして、いろいろな講座がございますので、一つは、こういう講座がありますよということで、できれば地域でサークルをつくって、月1回でもいいですから、そういう活動をしてほしいということがねらいでした。

もう一つは、これは連合町会単位でございまして、町会であれば皆さんいつも集まっているのですけれども、連合町会ということになるから、そのために連合町会の人方の交流の場も設けたい、この二つの目的で行っている事業でございます。ただ、ネックになっていることもあります。例えば、高島地区なんかは9回目で、銭函も9回目ということで盛んなのですけれども、特徴的なのは、今まで、それぞれ、七宝焼とか絵手紙という講座がございますが、そのほかに、アトラクションとして、高島の場合はYOSAKOIソーランとか、銭函地区の場合には桂岡少年少女合唱団に出ていただくというようないろいろな工夫をされて人を集めていただいたのです。しかし、年々、若干マンネリ化して、集まる人も大体同じ人が集まっているということがネックになっているのかなと思います。

もう一つは費用面で、連合町会単位ですので、費用の捻出に苦慮しているというのが事務局の方々のお話でございまして、この辺は今後の課題かなというふうに考えております。

○久末委員

全くそのとおりなのですけれども、おかげさまで、私どもの高島地区連合町会では非常に多くの方で会を進めてきておりますが、地理的に山がありまして、町場と違うものですから、人の集まりということもあります。私の方は、学校にも近いですし、町内がまとまっておりますので、生徒の数も一番多いのですけれども、年1回では不足なので、もっとたくさんやってほしいということで、私どもの赤岩では、本当にボランティアで、町会に関係なく、赤岩生涯学習教室を立ち上げてやっておりまして、これもやはりそうなのですけれども、何かサークル的になってきまして、仲間意識が非常に強くて、人を集めるよりも、みんなが仲よくやっているという感じなのです。

ですから、そういう方向も一つあるのかなというふうに私も思っているのですけれども、少しでも多くの人に参加してもらって、老後の余暇をどういうふうに過ごすとか、子どもとおじいちゃん、おばあちゃんたちの触合いの場をたくさん持って、いい人間関係をつくっていくとか、いろいろな意味がこの生涯学習にはあると思います。うちの方の町会でやっているのは、皆さん、本当に仲よくやっておりますけれども、年に1回というのが今悩んでいることなのです。

ただ、私の考え方としては、今言いましたように、子どもからお年寄りまでが一つのところでみんな仲よく勉強しながら、いい人間関係をつくるのには、学校をお借りしているわけですから、地域とPTAなど、学校とも仲よく連携をとる方法がないのかなと思います。

しかし、今おっしゃいましたように、3時間というのは非常に短い時間で、例えば、七宝焼なんかは終わらないうちに時間が来てしまって、閉会式が終わってからもちっと続けましょうということなどもあったりしまして、もう少しゆったりした中で、いい人間関係をつくっていったらいいのかなというふうに私は思うのですけれども、これに踏み切るのにはまたいろいろな問題があると思いますが、せっかく立ち上げたものですから、ここで止まってしまうのではなくて、地域というか、今のニーズに合ったものに変えていくというような考え方は可能なのかなと思いますので、もしその辺の考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○教育長

ただいま、高島と銭函が9回目で、まだ年2回といったようなところもございますが、全市的に、多種多様で、ゆったりと子どもも大人もたくさん参加して実施されているところと、お年寄りのご婦人が主体であるというようなところもございます。ただ、取り組まれているいろいろな中身は、モデルというものを逆にお示ししましたので、いずいひではなかろうかと思います。

しかし、10年たちますと成熟する場面も出てまいりますので、今後は、その地域地域でもっと違った形で発想を変えた取り組みも必要なのではないかと思います。

私どもでかつてそれを担当した経験者で、既に社会教育主事を退職して学校に出向いている方の経験を伺いますと、今ここで、例えば生涯学習広場の一つをなくしてしまうと、むしろ喪失感というものが残って、寂しさが残るのではないだろうか、だから、これはもう少し続けてほしいといったような訴えが私のところにもございます。

また、高島、赤岩地区の隣の方でも実施をしたいという声も聞いておりますので、もしばらくいろいろな形で手探りをしながら、これを続けてまいりたい、拡大してまいりたい。

しかし、今言いましたように、マンネリ化の問題、回数の問題、時間の問題、参加者の問題等、多様でございますし、完全学校週5日制を迎えまして、教職員も土曜、日曜は余暇ができて、地域のために仕事をするという可能性も出てまいりますので、教職員の参加による児童・生徒の参加への奨励といったようなことも新しい取組の指針になるかと思います。

ともあれ、7か所なら7か所、あるいは6か所なら6か所の事務方を担当している方々にも時折お集まりいただきまして、どういうふうな可能性があるのか、そういうことをさらに探って、継続的に実施してまいりたいと考えております。

○久末委員

私も、本当にそのとおりだと思ひまして、せっかく立ち上げて、10年で終わりということではなくて、また何か違う方法があるのかということについて、地域も学校も教育委員会も、同じ路線を歩いていくということでないといけないのではないかと。こういうことは、同じ考え方の人たちでやっていかないと、なかなか前に進めないです。

私も、今おっしゃったように、完全5日制、そして総合学習というものが学校ではやられるわけですから、そういう中に生涯学習も組み入れていくことができれば、また一つ新しい学習が展開できるのかなというふうに思っております。今の教育長のお話を聞きますと、大変前向きに考えていただけていますので、期待しております。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で終わります。

○横田委員

課税ミスについて

私から財政の方にお尋ねいたします。

最近の報道で、自治体の課税ミスが随分報道されています。ちょっとデータベースを引っ張っただけでも20件ほどの報道がされているようでございます。大部分は、固定資産税といひますが、平成9年の道路運送車両法の改正によって、大型の農機具について、それまでは固定資産税の償却資産として減価償却で落ちていた税金が、軽自動車税にしなければということになったわけです。

それで、軽自動車税は年間1,600円で、固定資産税の償却資産ですと、当然、購入金額とか使用年数なんかによって異なるのですが、数万円から、多いものでは10万円を超えるものも出てくるようです。

報道の中では、農業地域が非常に多いわけですがけれども、ニセコ、当麻、上富良野、中富良野、倶知安、江別、美瑛等々、それぞれの自治体で、本来、軽自動車税を徴するところを償却資産として課税していたということで、各首長、助役さんが処分を受けたりするところまで発展してきました。これだけ報道されていますので、小樽はど

うなのかなということになるわけですが、9年に改正されて、農機具が軽自動車税に移行したときの本市の状況について教えてください。

○(財政)市民税課長

委員のご質問にありましたように、平成9年に大型特殊が軽自動車税に変わるということで、それにつきましての課税ミスが何件か発生していますが、これを見まして、うちの方でも課税ミスがないか、どのような状況になっているかということ調査しました。

その結果、当市におきましては、平成9年の改正時点で、大型特殊から小型特殊に、要するに軽自動車税が賦課されますよということで所有者に対しまして文書を送し、諸手続を終えました。その結果、平成8年度までは100台が軽自動車税として課税されておりましたが、その後、15台追加されまして、平成9年以降、115台の客体に軽自動車税をかけてきたというのが現状であります。

○横田委員

13年度の決算を見ましても、小型特殊の農耕用は116台になっています。私も、9年からどのぐらい変わったのかということで、平成9年までさかのぼって決算書を見ましたところ、12年度決算が115台、そこから戻っていつて、116、116、115、そして100台です。ここで15台増えたということなのでは、小樽はいかに農業の土地がないといいましても、農家は360軒ぐらいあるわけです。これで15件しか農機具が移行しなかったのかという単純な疑問があるのですが、その辺についてはいかがですか。確認できますか。

○(財政)市民税課長

新聞報道があり、その時点で、うちの方はすべて課税客体を変えていたと判断しておりましたけれども、再三にわたりまして新聞報道がされましたので、現在、償却資産として申告されているものがあるのかどうかということで、うちの台帳と突き合わせまして検査したところ、6台が償却資産として申告されておりますので、この部分につきまして、近々、実態調査をしたいというふうに考えております。

○横田委員

償却資産として賦課しているものが6台あるだろうということですね。調査されるということです。それにしても、ちょっと少ないのかなという気がします。

私は税の詳しい仕組みはわからないのですが、自己申告で軽自動車税を申告するということによろしいのですか。

○(財政)市民税課長

そのとおりでございます。

○横田委員

倶知安は、大きいところですので、千数百万の取り過ぎがあったのですが、町長が処分されているのですけれども、そのときのコメントは、報道の範囲では、「法改正の内容については広報誌等で周知を図った。しかし、自己申告制だったこともあり、確認がおろそかになってしまった。いま一度チェック体制を見直したい」ということです。自主申告だからいいだろうということではないのではないかと思います。

償却資産として賦課しているものがあれば、それは当然取り過ぎということになるわけですから、何らかの是正をしなければならないのですが、今、償却資産について今後チェックするということですが、何か体制みたいなものは考えておられるのですか。

○(財政)市民税課長

委員がおっしゃいました6台につきまして、現状としてどのような状況になっているかということについて、所有者の方へ赴きまして現地調査をしなければならないと思っています。

ただ単なる償却資産なのか。軽自動車税という判断については、35キロメートル以下で走るものはすべて軽自動車税となっておりますので、そのような状況にあるのかないのかということ判断し、軽自動車税と判断された場

合、軽自動車税 1,600円を課させていただきます。また、そうでなく償却資産ということであれば、償却資産の方でこのまま賦課するということで、現実といたしましては、現地調査で確認しなければ、はっきりしたことは言えません。

○横田委員

小樽の状況はよくわからないのですが、もっとあるような気がします。

例えば、その6台について誤っていた、軽自動車税で取るべきだったということになると、今まで9年から徴税していた分の固定資産税は返すようになるわけですか。返して改めて軽自税を取るということなのですか。

○(財政)資産税課長

誤って取っていた場合でございますけれども、平成9年度にさかのぼりまして、還付すべきものは還付することになります。

○横田委員

還付するのですか。

○(財政)資産税課長

還付いたします。

○(財政)市民税課長

手続ですけれども、償却資産でなくて軽自動車税であったという判断になりますと、地方税法の第17条によりまして、更正できるのは3年までしかさかのぼれませんので、軽自動車税の場合は12年度までさかのぼって修正させていただきますということになります。

○横田委員

そうすると、結果が出ていないわけですから、どのぐらいの金額かは出ないでしょうけれども、いずれにしても、これだけたくさんの報道が出ておりましたので、当然、小樽市もということを真剣に考えていただきたいなと思います。

資料をいただきまして、9年に出した資料もあったようですけれども、さっきも言いましたように、自主申告だけですと、なかなか不明な部分があって、後でいろいろな問題が出てくるかもしれない。小樽の場合は6件あるいは十数件という単位ですから、大きなことにはならないのかもしれませんが、金額は小さくても、自治体の長の責任が問われているところもあります。十数万円というところもあります。これが課税ミスなのかどうかは、まだ確認ができない部分でございますので、しっかり調査をしていただきたいと思います。

さらに、今は固定資産税に限りましたが、そのほかにも、報道によりますと、国保税の算定ミスとか、住宅関係の控除で、配偶者控除や障害者の控除対象になる人に控除対象を適用しなかった阿寒とか、単純なコンピュータによる入力ミスでも課税ミスが起きたということもあります。その入力ミスを探し出すソフトにもミスがあったということで、だらしがないと思いました。上士幌だそうなんですけれども、そういうこともあります。

税の賦課業務にかかわる方々は特殊勤務手当も出ているはずですが、間違っただけではないということで特勤手当も出ているようでございますが、それは別にしましても、固定資産税に限らず、大事な税金を徴収するのに1円も誤りがあるはずではないわけですので、今後も、課税ミス等々がないよう、監視体制をチェックしていただきたいと思います。私の方は以上です。

○委員長

それでは、自民党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

○大島委員

中学校における事件について

教育委員会にお尋ねいたしますけれども、昨日、聞くところによりますと、警察が介入をしなければならないような事件が小樽市内の中学校であったようでございますが、その点について、簡単に概略だけでも説明していただきたいと思います。

○(学教)指導室長

ご指摘の出来事が起こったとして、現在、警察が事実関係を調査いたしております。

○大島委員

観光プラザについて

経済部にお尋ねいたします。

観光プラザについて、昨日ご報告をいただきました。この資料の中に配置図がございます。

お尋ねしますが、1番庫の倉庫をどのように使われているのか。また、3番庫の控室というのがございますが、これはどのようなものなのか、お聞かせください。

○(経済)商業労政課長

まず、1番庫につきましては、小樽を中心とした物産の展示と喫茶コーナーがございます。

それから、3番庫の隣にございます控室となっているのは、事実上、建物の裏に器具庫というのがございますけれども。

○大島委員

何ですか。

○(経済)商業労政課長

器具庫です。そこと同じような使い方をされているというふうに聞いております。

○大島委員

この控室というのは、今の説明では、器具を置いているのだと。器具を置くのに控室という名称を使うのですか。この図面を見る中では、3番庫を利用する方々の控室というふうに私は解釈しているのですけれども、そうしますと、当然、この3番庫を借りたときには、この控室も借りられるものと違うのかどうか、その点についてお聞かせください。

○(経済)商業労政課長

図面上は控室となっておりますが、これを控室として使っているかどうか、管理を委託しております観光協会の方にも確認いたしましたところ、現状としては器具庫という使い方をしているということであります。

それで、この3番庫を借りた際、使用していただけるのは、3番庫の赤く示した部分だけで、控室については使用させていないというふうに聞いております。

○大島委員

図面では、器具庫というのは別にあるわけでしょう。控室というのもございますね。これは、当然、3番庫を利用していろいろな催事をされる方が休憩をしたりする控室です。そのためのもので当初から設計したのでないですか。

もう1点は、1番庫の倉庫1とございますね。これは現在どのように利用されておりますか。

○(経済)商業労政課長

3番庫をつくった当時、控室として使っていたかどうか、そして、いつから現在のような使い方になったのかということは調べてみないとわかりませんので、後ほど調べさせていただきたいと思います。

それから、倉庫1という、トイレの隣にある部分ですが、これは清掃をする会社の関係の方たちが休憩するときに使っているというふうに聞いております。

○大島委員

そうしますと、開設以来10年が過ぎましたが、ここに勤めている従業員の休憩室とか、そういうものは当初からなかったのですか。

○（経済）商業労政課長

従業員といいますのは、観光協会の職員のことですね。

○大島委員

そうです。

○（経済）商業労政課長

観光協会の事務室が別棟の2階にございますので、そちらの方が休憩室になると思います。

○大島委員

現状で、実際はどのように使っていますか。

○（経済）商業労政課長

どのようにといたしますと。

○大島委員

皆さんが2階にいらっしゃるのかどうか。

○（経済）商業労政課長

従業員の方は、それぞれ時間交代等といったものがあるかと思います。その休憩時間には、2階に行ったり、必ずしも2階に行かないで休む場合もあるのかもしれません。その辺はつばさには承知はしてございません。

○大島委員

建物の管理は、だれが、どのようにしていますか。

○（経済）商業労政課長

社団法人小樽観光協会に委託してございます。

○大島委員

けさ、観光協会の事務所に行って尋ねてきました。観光協会の従業員の皆さんが休憩する事務所だと言うけれども、実態は違うでしょう。倉庫でないですか。1番庫の倉庫という部分を休憩室に使っているのではないですか。これを計画したときには、従業員の福利厚生というものをじゅうぶんに考えるべきではなかったのか。

1番庫の倉庫1というところが、今、運河プラザに勤める方々の休憩所になっているのです。倉庫という実態ではございません。見てきました。テーブルがあり、倉庫でないですよ。これは、勤める方々のことをもっとじゅうぶんに考えていただかなければならない。こんな倉庫でご飯を食べたり休憩したり、よくないです。休憩するということになれば、それなりの設備が必要です。

それからもう一つ、3番庫の控室というものについては、いろいろな催しがございます。そうすると、ここで接待をしなければならない部分もあります。本来ならば、この一帯、控室も含めた中の使用料であるべきと思っているのですが、ここの使用料について、3番庫を1日借りた場合にはどの程度取るのですか。

○（経済）商業労政課長

全日、午前9時から午後9時まで借りた場合は1万円というふうになっております。

○大島委員

この夏、7月18日から23日、私の友人で同窓が窓口になって、1日休みを挟んでございますが、展覧会をやりました。その反省会の中で10項目にわたる指摘をされました。

その一つは、今の控室の休憩の問題です。私は図面を送っていますから、控室ということであつたけれども、実際にはそこは使えるような状態でなかったということです。中に勤めている従業員の皆さんに聞いて、ここで休みなさいと言われたのが、実は倉庫の場所だった。あそこに勤めている方々が毎日ここで食事をしたり休憩をしたり

しているのですが、そのような設備にもなっていない。

1 番庫では、観光インフォメーションホールとなっておりますけれども、この図面とちょっと違う部分がございます。これには喫茶コーナーが抜けておりますけれども、この点についてはいかがですか。

○(経済)商業労政課長

喫茶コーナーは、1 番庫の中庭側にカウンターを設けて設置してございます。

○大島委員

保健所にお聞きします。ここは喫茶コーナーということでございますけれども、許可は出しているのですか。

○委員長

今日は来ていません。厚生所管ではありませんから。

○大島委員

済みませんでした。

この図面では、喫茶コーナーは載っていませんけれども、今の展覧会のことで指摘されたことは、水回りが非常に悪いということです。展覧会ですから、たくさんの方が見に来るのです。市民ギャラリーの場合は、2 階と3 階の踊り場に給湯所がございます。流しもございます。茶碗を洗ったりできるのです。

ところが、ここはそれをやる場所がない。それで、聞いたところ、喫茶コーナーは営業をやっていますから、ここでやってくれというのですが、とてもとても気の毒で、そこにはお願いできなかった。しかし、コーナーの方は大変親切に対応してくれた。食品衛生法からいきまして、これは不適切なものだなと私が思ったのは、少なくとも、お客様に飲食を提供する場所、しかも、厨房のコーナーに第三者が入ることが望ましいのかどうか、この点について私は非常に問題ありと思っております。

また、1 番庫の倉庫1、ここは倉庫でもいいのです。しかし、皆さんが長年にわたって休憩をしている場所ですから、ここに給湯施設あるいは簡単な流しでもつけなければ、従業員の福利厚生が全くなっておりません。

また、3 番庫の控室については、器具置き場があります。私も、パネルや何か出して見たりしております。ここを使わなくてもじゅうぶん間に合うと思いますので、ここは、ぜひ、ここに書かれてあるとおり、3 番庫を利用する方々の控室にしてください。そして、料金は全日利用して1 万円ですか、この中に本来は入っているはずでないですか。これは検討してみてください。その検討はどうですか。

○経済部次長

ただいま大島委員からいろいろご指摘がございましたが、まず、図面につきまして、今の利用の実態と図面に記載されている部分で食い違いがあるということもございましたし、また、その利用に当たりまして、いろいろ改善してくれというお話もございました。そういった面も含めまして、私どもの方で、この実態につきましてさらに確認をいたした上で、こういった形がいいのかということで検討させていただきたいと思います。

○大島委員

決算書の 157 ページに観光プラザ管理運営経費が計上されております。資料をいただきました清掃業務委託料 585 万 4,000 何がし、この清掃範囲はどのようになっているのか。資料をいただきました。清掃作業基準一覧表というものがございまして、このとおり行われておりますか。

○(経済)商業労政課長

一覧表では、1 番庫、2 番庫、3 番庫に分けられて、それぞれ作業の種別で載せられております。例えば、床の掃きでありますと1 日に1 回とか、そういった仕分けがされておりますけれども、これでいきますと、日常の作業ですと1 日1 回やるというふうになっていきますし、定期作業としまして年に10 回やるというふうになっていきますが、例えば、展示が開催されていて、その期間中、清掃が入らないということはあるというふうに聞いております。

○大島委員

どうして入らないのですか。

○(経済)商業労政課長

聞くとところによりますと、展示物を動かされたり、場合によっては破損させたり、そういったことを嫌う方がいるということで、展示をして、お客さんが入ってきている最中等は支障になるということで入らないというふうに聞いております。

○大島委員

清掃業務の時間帯というのはどのようになっているのですか。

○(経済)商業労政課長

一応、資料によりますと、通常ですと8時半から16時の間に行うということになっております。

○大島委員

美術館にお尋ねします。

美術館の市民ギャラリーでは清掃はどのようになっていますか。

○(社教)美術館副館長

資料を持ってきておりませんけれども、美術館のギャラリー、展示室につきましては、開館前に清掃は終わっております。ですから、9時半までには清掃を終えています。

○大島委員

そうなのですよ。美術館の3階のギャラリーは展示してあります。

業者はここで掃除をしたことはございません。さきほどの一関からいらっしゃって展覧会をやった方は、毎朝、掃いていた。そうしなければ、お客さんが来れば来るほど汚れるのです。決して、時間中にやってくれと言っているわけではないでしょう。今お聞きのとおり、美術館は開館前でもできるのです。

この方が驚いたことは、ここは掃除をしていないのじゃないかということです。というのは、あそこは、あのとおり石づくりでございますし、ごみ、ちり、石のくずがある。これを貸すという神経が疑われるという、それぐらいだったそうです。

これでいきますと、ちりやなんかは適時とありますけれども、3番庫の清掃はどうなのですか。掃く拭くは毎日でしょう。この契約書の基準でいきますと、床の磨き、床の掃きは毎日の業務になっているのでないですか。

それが、この借りた方は毎日掃きました。そうしなければ、お客さんに見せられない、私が一生懸命書いた作品を少しでもきれいなところで見ていただきたい、そのようにおっしゃってありました。これからいくと、お客さんによっては展示物を動かされるのを嫌がるとか、そんな状況でないでしょう。これは即刻改めていただきたい。

けさ行ってきましたら、事務局長ですか、今あなたがおっしゃったようなことを言っていました。それは違いますよ。あそこは、これを見ても、かなりの収入を上げています。これは契約違反だと私は思いますが、いかがですか。これは手抜きですよ。違いますか。

○経済部次長

ただいま大島委員からご指摘がございました。私どもは、この契約に基づいて適正に清掃がされているというふうに理解しておりましたけれども、ただいま大島委員からそういうご指摘がございましたので、これは早急に業者の方と話し合いをしまして、こういった形で清掃業務を果たしているのか、きちっと確認して、正すべき点がありましたら、直ちに正すようにしたいと思います。

○大島委員

観光プラザの事務長ですか、観光協会の事務長というのか、OBですね。清掃は月1回と言っていました。月1回というのは床磨きのことを言うのでしょうか。それから、インフォメーションの案内の女性の方がいたのですけれども、事務長さんがその方からもお話を聞きました。ふだんはしていませんということです。ふだんはしていない

ということは契約違反でないですか。日ごろの管理はどなたがしているのですか、教えてください。

○(経済)商業労政課長

観光協会の方で、清掃に入っているとか入っていないということは確認しているということでございます。

○大島委員

そうしたら、さきほども申しましたけれども、あそこは観光協会の事務長さんか。

○(経済)商業労政課長

常務です。

○大島委員

常務さんが、ふだんはしていないということを私に言ったのはけさです。これは契約違反でないですか。これは、契約をなさっている業者と日ごろの業務について打合せをしてください。場合によっては、ここに床面積も出ていますが、これに相応した部分の返還だってあり得るのではないですか。どうですか。

○経済部長

今いろいろご指摘がございましたけれども、我々は、今の時点で正確に現状を把握していない部分もございますので、改めて、観光協会や委託先と実態についてじゅうぶん話し合いをし、その中で実情を押さえて、結果として契約と異なる事実があるとすれば、その結果に基づいて適正な対応をしていきたいというふうに思います。

○大島委員

事実があるとすればでなくて、事実を言っていますよ。常務も、月に1回しかしていない、日常の業務はしていない、拭き掃きはしていないと、そのようにけさおっしゃっているのです。確認して対応してください。その結果をまた教えてください。

それと、今の1番庫の倉庫の問題は、今、名目上は倉庫になっておりますけれども、実際には従業員の休憩所です。これも常務さんのお話です。それにふさわしい施設にしてあげてください。皆さん、倉庫の中で休憩したり弁当を食べますか。せめて、水回りは、営業しているところに行かなくても済むような方法を考えていただきたい。

3番庫の控室については、何回も言うように、3番庫を利用する方々の控室に正式に改めていただきたいと思いますが、いかがですか。

○経済部長

3番庫の控室の関係ですけれども、確かに、委員がおっしゃるように、多様な形で多目的ギャラリーが使われると思います。そういう中で、いろいろな研修あるいは講演みたいなものがあるとすれば、当然、講師なりなんなりの部分で控室が必要になることは多分に想像されますので、現実には器具置き場に使っているということですが、当初の用途に戻して、きっちり控室という形でやっていくように伝えたいというふうに思っております。

それと、観光協会の職員が、観光プラザの管理に当たって、あの周囲を見回ることがあるわけですが、常態として倉庫1を使っているということになっているようでございますが、その辺は観光協会の方とよく話をしてみまして、常時いるとすれば、どういう場所がふさわしいのか、どういうふうな使い方がいいのかということについて協議をさせていただいて、その上で適切な対応をしていきたいというふうに思っております。

○大島委員

それと、広場あるいは3番庫を利用して、いろいろな催し物がございます。店内にいる職員については、その催しについて徹底を図っていただきたい、そのように言っておりました。といいますのは、展覧会をやって看板を出した、しかし、地方から来るお客さんに、どこでやっているのですかと聞かれても、満足に、ここですという返事が返ってきたことがない、そのように指摘されております。

皆さん方は、多額の予算を使って、おもてなしの心ということでいろいろなことをやっております。しかし、本家本元の観光施設にいる方々がそういうことでは困るなど、そのように感じております。

今年、小樽に進出した人力車の皆さんを見てください。朝7時には道路の清掃をしております、夜には、夏場で8時半に清掃しております。ちり取りとほうきを持って、たばこの吸い殻などなどを拾って掃いております。尋ねましたら、ここは私たちが案内しているところだと言っていました。運河プラザの周辺はもちろんのこと、メルヘン通、龍宮神社の下、駅前の運河周辺とやっています。こういう姿を皆さんも見ているでしょう。こういうことがおもてなしの心を実践している姿だ、私はそのように思っております。

いずれにしても、いろいろな施設でいろいろなことがございますので、おもてなしの心を徹底していただきたい、そのように最後をお願いしますが、いかがですか。

○ 経 済 部 長

確かに、小樽には観光客として1,000万人近くの人々が来ておりますし、観光プラザにつきましてはインフォメーション機能も持っているわけでございますから、そういう意味で、いろいろな催事を含めて、そのときに小樽市内でどういうものがやられているのかというあたりにつきましては、よく知っていただいて、それを伝えていただくということが必要でございますので、ホスピタリティという部分は、口で言うだけではどうにもならないのですけども、その辺のところについて、観光協会だけではございまして、プラザならプラザに入っている方々など、そこにいる人たちがそういう気持ちを持てるように、行政として関係の人方とよく話をして、その辺を浸透させるようにしてまいりたいと考えております。

○ 大 島 委 員

終わります。

○ 委 員 長

市民クラブの質疑を終結し、公明党に移します。

○ 秋 山 委 員

予備費と不用額について

予備費について、各会計決算説明書13ページのことをお伺いします。

歳出の部分を見まして、14番の予備費の部分なのですが、予算額より100万円ほど多いけれども、同額近い不用額が生じております。補正で5,000万円を出しておりますけれども、1,200万円ほど補正予算をかければよかったのじゃなかったのかなと考えますが、まず、予備費の使われ方という部分を説明してください。

○ (財 政) 財 政 課 長

予備費につきましては、当初は3,800万円ほどつけておまして、その後で5,000万円補正しております。その後、5,000万円程度を各課の方に充用するというところでやっております。

予備費につきましては、通常の予算外の支出が生じた場合とか、どうしても超過した場合、そういう場合に予備費から充用しておりますけれども、各予算からの支出ということが基本というふうに考えておりますので、やむを得ない場合に限って行っているところでございます。

中身としましては、一番多いのは施設の修繕関係で、急に屋根が壊れたとか、ボイラーがいかれたとか、そういう場合というのは、現計予算の中で対応できる小規模のものはいいとして、大きくなりましたら、予備費から持ってくるということがあります。

あとは、訴訟関係ですとか公務災害とか、当初予定していないといいますが、予測しづらいもので必要なものとして、例えば、熊が出たとか、そういう場合にはどうしても急遽やらなければなりませんので、そういう場合に予備費から出しているということでございます。

ちなみに、13年度は5,000万円程度の充用をしておりますけれども、昨年在9,000万円ぐらいで、その年によってかなり違いがあります。

○秋山委員

結局は、5,000万円補正を組んで、4,900万円の三角という形で、素人の目から見まして、帳面づらだけを見ると、さきほど言いましたように、1,200万円ほどの不用額を出すのであれば、それでいいのじゃないだろうかというふうに感じますし、補正予算を組むめどというのはどういう形で組むのでしょうか。

○(財政)財政課長

予備費は、3,800万円に5,000万円で8,800万円という予算ですけれども、そのうちの5,000万円を予備費として使ったということでございますので、使っていないということではありません。その結果、3,900万円ほど不用額として残っているということでございます。

予備費というのは、さきほど言いましたように、ある意味では基本的な充用分がありますけれども、補正は、事業ごとに、当初予算に組めないで、その年度内に変更が必要なものを補正予算で組んでいこうということで、ちょっと性格が違うというふうに考えております。

あとは、事業ごとに予算を持っておりまして、例えば、教育費で1億4,800万円の補正をしているのに3億円を残していることはありますけれども、事業ごとの整理でして、中学校のパソコンを当初はリースで予定していたものを購入に切りかえて増額したということもあります。不用額の方は、逆に、例えば菁園中学校の増改築の事業費が減になったとか、事業ごとのばらつきがありますので、結果としてこういうことになったということです。

○秋山委員

参考として、6番目にあります農林事業費、ここも当初予算に対して5,000万円ほど補正予算を組みまして、さらに予備費を充用しております。最終的に、不用額だけに注目しますと、不用額が残っているということで、この中身をご説明願いたいと思います。

○(経済)多賀副参事

農林水産業費の中の農林業費についてご説明いたします。

当初が1億1,566万8,000円であります。補正分につきましては、農林業費で3,240万4,000円、これは、2定のことですけれども、補助内示が固まったということ等、時期を得て補正をお願いしたわけでございます。

中身的には、農林振興費の10万円、これは、JAの新おたる農協の小樽青年部に対して地場産物のPR事業費補助金10万円を計上いたしました。それと、農林業総務費で3,230万4,000円、これは水族館の地先の小規模治山事業であります。

それと、予備費は、財政課長が今ご説明をいたしました、私どもの方で、他の項目から措置が難しいとき、それと急を要した場合をお願いしているわけでございまして、今回の予備費519万6,400円につきましては、いずれも、自然の村の管理運営にかかわる部分でございます。

一つ目は、自然の村公社の冷凍冷蔵庫が急に壊れたということで、現物は79万2,000円でありました。他の項目から流用等々いたしまして、8万2,900円については、13年7月の下旬でありますけれども、予備費充用いたしました。

2番目は、パークゴルフ場の芝の管理でございます。通常分で管理維持費を計上したのですけれども、去年は、ご承知のとおり、後半になりまして1コースが休止という状態でありましたので、抜本的な芝の補修を考え、不足分94万5,000円を予備費で対応させていただきました。

三つ目は、公社の屋根の修繕でございます。これは2か所で、今までもたせていたのですけれども、急に雨漏りがひどくなったということで、宿泊のお客さまに迷惑をかけるということで、416万8,500円、これは13年9月の下旬でありますけれども、本体で519万6,400円を予備費充用しております。

不用額につきましては、主に、農業委員会費では約50万円で、これは委員報酬で辞職分がございましたので、旅費を含めた中での節減49万6,000円がでございます。

農業総務費においては、治山事業の内示額の減額、それと入札の差金等がございました。これら等々で、不用額が 480万 731円ということで決算を了しております。

私どもとしては、今後とも適切な予算執行に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○ (経 済) 水産課長

農林水産業費の不用額の 2,700万円の分だけ簡単にご説明申し上げます。

2,700万円のうち、1,700万円は、塩谷漁港関連の用地費、補償費、これらの部分で、昨年度、合意に至らず不用額となったものでございまして、実質的には本年度の方に予算繰越しをして、引き続き用地買収等の交渉をするもの、あるいは図面の関係で残っているものでございます。

それと、補正につきましては、翌年度繰越しということで 1,200万円ということで記載されてございます。これは、昨年度、祝津漁港の整備費で補正をお願いし、今年度へ繰越明許になった部分ということでございます。

簡単ですけれども、以上です。

○ 秋山委員

今、6番目の農林水産業費の説明をいただきました。

大きい数字だけ追うみたいで申しわけないのですけれども、10番目の教育費でも1億 4,800万円ぐらいの補正がかかっておりますが、主な補正がかかったところをお示し願いたいと思います。

○ (学 教) 総務課長

1億 4,844万 2,000円の補正の内訳ということでございますけれども、教育委員会の諸費といたしまして 5,758万 6,000円、これにつきましては、小樽市奨学資金基金の給付、それから、小樽市交通災害遺児奨学資金、あとは、中学校のパソコンの購入費が 8,300万円、それと、社会教育費関係で 2,750万 6,000円ということで、トータル1億 4,884万 2,000円の補正となっております。

○ 秋山委員

小樽市各会計決算等審査意見書というのがありますが、この中で、15ページに不用額という部分がありました。何か余ったお金ばかり気になるという感じで申しわけないのですけれども、この中で、一般会計では22億 1,700万円ほど不用額が出ております。

ここの文章を見ますと、一般会計と特別会計の不用額の合計が34億 4,000万円何がしか出ております。だけれども、平成12年度と比較すると減少したというふうに書かれておりますが、この減少したというところをどう見ているのかという部分と、その下の段に、企業会計の部分では67.3%増加していると、これは予算額に対して余りにも大きい不用額だなと感じたものですから、それぞれのとらえ方と、どうしてこのように増えたのかという部分の説明を願います。

○ (財 政) 財政課長

まず、全体的な部分で申し上げますけれども、不用額は、今回につきましては、一般会計で22億 1,700万円ほどありますが、このうち、概算でちょっと漏れている部分がありますが、22億円のうち8億 4,000万円程度というのは、貸付金と、一借の利子下がっていますので、その分が占めているということになります。

全体としましては、今年は全体の予算の3%、昨年は3.9%で、約1%減っております。これは、小樽は貸付けが非常に多いということがありますが、他都市を見ましても、平均で2.2%、高いところでは4%、低いところでは0.1%というところもあります。そういう中で、全体としてはほとんどないというふうに考えております。特別多いわけではないと思います。

今回の特徴としましては、民生費などで、医療費関係とかが伸びてきておりまして、この辺は予算で伸びているということはありませんけれども、減っているわけではありまして、その中の伸びの関係とかということで、民生費で5億円ぐらい出ていると思います。その辺が大きな要素かなというふうに思っております。

○ 秋山 委員

企業会計の部分はどうか。

○ (財政) 財政課長

出ています。

○ 秋山 委員

出ていましたか。済みません。

もう1点、決算書の271ページに物品購入費という部分がありますが、予算が1,900万円に対して、500万円ちよっとの不用額が出ているというのを見まして、予算額に対して余りにも余るのだなという部分で、どういう形でこのように不用額が生じたのかをご説明ください。

○ (財政) 契約管財課長

物品調達特別会計における不用額についてですが、物品調達会計では、各課で共通で使用する事務用品とか印刷物をまとめて大量に安く購入しているという形になります。

それで、予算額につきましては、前年の実績などによりまして、翌年の購入見込額を契約管財課で算出しておりますが、実際に、各課からの必要額を集計して、その集計した額で購入しておりますので、当初組んだ予算額と実際の購入額との間の不用額が出ているということです。各課での必要量につきましては比較をして買っているということになります、

○ 秋山 委員

であれば、各課でかなり予算を詰めてこうなったのか。正直言って、このまま数字を見る限りでは、詰めれば詰まるものだなと思いました。ですから、各課が必要なものを積み上げて購入しているというのであれば、500万円ほど不用額が生じた、申込みがなかったということは、必要がなくなったということなののでしょうか。そのように見たらよろしいのでしょうか。

○ (財政) 契約管財課長

予算額、翌年の見込みというのは、なかなか見通しが立たないものですから、ある程度多目には見ております。例えば、13年度で1,900万円の予算を見ていますが、12年度の決算では1,500万円ほどの決算なのです。それで、予算額は多少多目に見て、実際に要求があったらそれに対応するために大きく見ているために、決算での不用額が多少多目に出たというふうに考えています。

原課での契約というか、それは財政サイドでやっておりますが、特に、この費用分は、満足されているというか、確保されているというふうに考えております。

○ 秋山 委員

見方を変えると、毎年このくらいの金額で通ってきているという感じでしょうか。

○ (財政) 契約管財課長

平成10年度から12年度ぐらいまでにおきましては、1,500万円から1,600万円ぐらいで、13年度は1,400万円ということで、ちょっと減少の傾向にあります。

○ 秋山 委員

そうしたら、その減少の傾向というのはどこから来ているのでしょうか。

○ (財政) 契約管財課長

一つは、平成13年度につきましては、予算全体が12%少なくなっているということと、事務用品などの品目の要望がいろいろ多様化しておりますので、そういうようなところで、調達会計の中ではなくて、それ以外で購入している部分とか、庁内LANとかパソコンの利用が増えていますので、そういう意味での紙の節約ということで、全体的には少なくなっているのかなというふうに思います。

○ 秋山 委員

そうしたら、事務処理の形態が変わってきているというのも原因の一つととらえてよろしいんですね。このまま鵜呑みにすると、この分、業者さんにしわ寄せが行っているのかなという心配がありましたが、各課でそれぞれパソコン等の部分で取引をされているという、その部分はどのようなのでしょうか。

○ 財政部長

物品特別会計で、一般的に使われる消耗品とか、そういうものについては、課長から申し上げましたとおり、集中して買うと安く購入できますので、そういう集中買いをやっておりますけれども、物品会計になじまない特別な物品関係については、それぞれの課で調達するような仕組みになっていまして、そういうもので区分してやっているのが実態です。事務の形態も、おっしゃるとおり、いろいろ変わってきている面もあるのではないかというふうに思います。

○ 秋山 委員

商工費について

次に、商工費の部分でお尋ねしたいと思います。

商工業振興費として、決算書の 155ページに緊急経営安定資金 1 億円が含まれております。これは13年度の信組の破たんによる融資の関係かと思いますが、この現状を教えてくださいたいと思います。

○ (経済) 産業振興課長

緊急経営安定資金の利用状況についてであります。あっせん申込みが26件、 7,950万円ありまして、そのうち、融資実行が13件、 3,700万円となっております。

○ 秋山 委員

融資実行が13件でとどまったという理由はどんなことでしょうか。

○ (経済) 産業振興課長

融資実行が13件で、残り13件についてであります。保証づきの融資が受けられましたものが 3 件、 1,100万円、また、ご本人の申出によりまして申込み取下げがありましたのが 1 件、 250万円、あと、融資につきまして否認されましたのが 9 件、 2,900万円となっております。

○ 秋山 委員

この 1 億円を含んで 1 年間設けてみて、市としては、喜ばれたというのでしょうか、信組破たんによる資金調達が厳しかった人方に対して設けられた措置だと思いますけれども、よい施策だったというふうに考えていらっしゃいますか。

○ (経済) 産業振興課長

あっせん申込みが26件ありまして、そのうち融資実行になりましたのが13件でありまして、もっと件数が増えるべきであろうかと思いますが、緊急経営安定資金ということでご使用いただきまして、その融資実行をされた方につきましても、その後、内容につきましては、確かに債務超過等もありましたけれども、今年 5 月から始めさせていただいていますが、経営改善のための経営相談窓口を開設させていただいておりまして、その案内をお渡しするとか、経営の改善が図られるような形で支援をさせていただくということで今進めております。

また、本年度からは、新たに、小樽商工信用組合の負担の部分についてだけでありましたけれども、経営支援特別資金ということで、平成15年の 3 月末まで、別途ご用意させていただいておりまして、その P R に努めさせていただいております。

○ 秋山 委員

これは、市が 1 % 利息を補給するという形なのですが、たしか半年間据置きということで、まだこの現状はつかめておりませんね。どうでしょうか。

○(経済)産業振興課長

利子補給1%についてお尋ねでありますけれども、損失補償のことだと思いますが、これにつきましては、現在、6か月据置きという部分もありまして、損失補てんをするとか、そういうことにはなっておりません。

○秋山委員

緊急融資から新たな融資制度も生まれたという話をお聞きしまして、特定の商工信組だけでなく、すべての銀行の取引の方も取組めるといふか、融資を受けられる制度もできたということから見れば、また新たな第一歩が開けたのかなと感じます。

私の質問はこれで終わります、斉藤(陽)さんに質問させていただきます。

○斉藤(陽)委員

おたる子どもセンターについて

1点だけ伺います。おたる子どもセンターの設立目的、また、組織体制等について伺います。

○(社教)社会教育課長

子どもセンターの設立目的及び組織についてでございますけれども、21世紀を迎えまして、新世紀を担う小樽の子どもたちを健やかに育て、また、地域で子どもが育つ環境の整備、それから、親と子どものさまざまな活動を活発化しようということで、小樽子ども館協議会というものがございます。

おたる子どもセンターは、小樽子ども館の中核をなしておりまして、地域の子どもの体験機会の情報提供、そういったものを中心にしております。

また、組織構成はどうなっているかというご質問でございますけれども、子ども館協議会では、小樽市のPTA連合会や子ども青年連絡協議会、また、小中学校校長会、こういった団体の方たちの代表、それから市の担当者、そういった形で運営をしております。

○斉藤(陽)委員

それで、いつ設立されたかと、現在の事業内容について、大まかで結構ですので、お知らせください。

○(社教)社会教育課長

設立でございますが、平成13年度でございます。

主な事業内容でございますが、初めに、子ども向けの情報誌を出しております。名称は「大好き小樽」という広報誌でございますけれども、年3回、長期休業前に、市内の小学校、中学校、児童施設に配布いたしております。

また、発行部数は1回1万5,000部ということになってございます。

また、ホームページを開設しておりまして、市内のイベント情報のほか、施設とか道教委の取組のページにもリンクをいたしております。

その他、小樽地域活動促進事業といたしましては、社会教育施設で実施する子ども向け事業の実施もございます。

○斉藤(陽)委員

ホームページ等を見ますと、いろいろなイベントの案内とかが多いのですけれども、そういう利用のされ方だと思うのですが、利用状況といいますか、どのくらい使われているかという部分について、ホームページであればアクセス数とか、そういうものはわかりますか。

○(社教)社会教育課長

アクセス数については今把握はしておりませんが、こういったものを見ながら、子どもが見に来たり参加をしてきているという実態はございます。

○斉藤(陽)委員

聞きたかったことを先に答えられたのですが、実際にイベントをやったりして参加した人が増えたとか、あるい

は、今まで来なかった人が参加するようになったとか、子どもセンターができたことによる具体的な効果とありますが、そういったものが具体的に何かあったら教えていただきたいと思います。

○（社教）社会教育課長

具体的な効果というご質問でございますが、情報誌を発行することによりまして、実際に各施設で行っている子ども向けのいろいろな事業に徐々に参加をしてもらっているというぐあいに考えております。

また、市内のPTAの方からも問い合わせ等も増えてきているということです。

それから、完全学校週5日制という面からも、各種事業の担当者、保護者、教職員等々の意識が変わりつつあるのではないかと思います。将来的には、子ども向け事業を実施しております社会教育施設等の利用増にもつなげていかれたらというぐあいに考えております。

○斉藤（陽）委員

それと、「大好き小樽」のホームページを見ていましたら、後志・小樽というところと、後志というところと、北海道という、見るところがあるのですけれども、後志のところを見ましたら、後志教育局の単なる案内画面で、イベント等の案内が何もなかったのです。ただ道教育庁の後志教育局の表紙だけで、中身がなかったのですが、できれば改善していただきたいということが一つです。

それから、当初、平成11年度から、文部省の鳴り物入りで、週5日制に対応してということで始まったのですが、その後、3年の補助事業ということで、補助金等も3年で打ち切りというようなこともありまして、ある新聞報道等によりますと、全国的に、平成11年度からスタートしたところはどんどんやめていって、現在2割ぐらいしか残っていない、余り使われていないみたいな話があるのですけれども、小樽市において補助金が交付される期間と今後の見通しというのですか、どういうふうに考えておりますか。

○（社教）社会教育課長

小樽市におきましては、この事業は平成13年度から平成15年度までの3か年で行うということになっております。

補助金等につきましては、道の任意団体であります北海道子どもの体験活動推進委員会からの子どもセンターへの補助金で、それから、小樽子ども地域活動促進事業といたしまして、国立オリンピック記念青少年センターから助成金をいただきながら実施しております。

3か年ということでございまして、斉藤（陽）委員がご指摘のとおり、他の地域では事業がなくなってしまうという状況になっているということでございますが、私どもは、せっかくこういう形で立ち上げたものでございますので、補助金がなくなったら事業も終わりという形にはならないような形で、いろいろ課題はございますけれども、続けてまいりたいと思います。

○斉藤（陽）委員

それから、そのページの中に、施設の案内というページがありまして、そこを見ますと、いろいろな博物館とか美術館の案内があつて、一番最後に子どもの水辺という項目が載っているのです。ところが、そこは括弧して準備中となっていて、幾らクリックしても何も出てこないのです。子どもの水辺の選定というのは1年くらい前に行われたのですが、その後、ずっと準備中のままで、どうなったのかなと思います。1か月ぐらい準備中というのはまだわかるのですけれども、1年以上準備中というのはちょっと理解できない部分があったのです。これはどうでしょうか。

○（社教）社会教育課長

確かに、子どもの水辺というところが準備中という形になっております。施設の紹介という中で子どもの水辺が載っておりますけれども、ご承知のように、子どもの水辺につきましては、朝里川、勝納川、蘭島川ということでございまして、将来的には、すべての整備が終了した段階で紹介をしたいというふうに考えていたのですが、なかなか整備が順調には進まないということもございました。整備が終わっている蘭島川については、載せようと思っ

たら載せられますので、蘭島川に関しては載せていきたいと思っております。

○ 斉藤（陽）委員

二、三関連しますが、この3河川が選定・登録される以前の話なのですが、子どもの水辺協議会というのがあって、選定・登録に向けての申請とかにかかわって協議をしたという経緯があるのです。しかし、選定されてしまったら、後は、この協議会は、なくなりはないけれども、特別仕事はないですよというようなお考えもあったようなのですが、今のような状況を考えると、もう一回しっかりと体制を立て直すべきではないか。

各河川で地域ごとにいろいろな取組や活動が具体的に行われているのです。ところが、こういう全市的な部分には載らないということで、そういった地域ごとのいろいろな取組をうまくまとめて、全体的に調整しながらインターネット等で紹介していくという仕組みをつくるべきではないか。子どもの水辺協議会をそのまま復活しなくてもいいのですけれども、小樽市としてのそういった組織づくりといいますか、体制づくりが必要ではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○ 社会教育部長

子どもの水辺協議会についてでございますけれども、協議会については、子どもの体験活動の場にふさわしい子どもの水辺の調査・選定、あるいは河川の整備、それから利用の推進、こういった目的を持ってございます。

これまでは調査・選定を進めてきたわけでございますが、その後、委員がご指摘のように、休止とまではいきませんけれども、活動がちょっと行われていないという実態にございます。

ただ、ご承知のように、整備が行われますと、地域の子どもの体験活動の場として活用されるように、これから、利用の促進支援といった問題もあります。委員がご指摘のように、この協議会がなくなったわけではございませんので、今後、利用促進に向けまして、活動といいますか、推進といいますか、そういったことを進めていきたい、このように考えております。

○ 斉藤（陽）委員

終わります。

○ 委員長

以上で公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2 時30分

再開 午後 3 時00分

○ 委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

○ 武井委員

農畜水産物原産地表示対策について

簡単に2点だけ質問させていただきます。

一つは、経済部に伺いますが、農畜水産物原産地表示対策についてであります。

いわゆるJAS法でございますが、2000年の7月にできた法律でございます。原産地の表示を義務づけるという内容のものであります。しかし、小樽市内を見ると、まだまだそういうふうになっていないような実態です。

さらに、法律が強化されまして、罰金、懲役1年以下という非常に過酷な法改正がありましたが、小樽市内の中でも、そんな法律があるのは知らないというような状況でもあります。これは非常に大変なことだと思っておりますが、市の取組も一生懸命やっているようですが、今まで調査した中で、調査実績、それと現況はどんなことに

なっていますか、報告してください。

○ (経済) 産業振興課長

現在、生鮮食品における原産地表示の調査につきましては、小樽消費者協会が行っております。

この内容につきましては、今回、平成14年8月28日にご報告を受けたもので言いますと、調査日が本年が7月16日から17日までの2日間ということで、調査しました店舗が9店舗で、以前から表示が義務化されておりました野菜9品について、1店舗の1品目を除きまして、原産地表示がなされていまして。

また、その他の野菜につきましては、表示の徹底はされていしましたが、若干のつけ落としが見られました。

また、肉の表示につきましては、9店舗とも徹底されていまして。

また、魚につきましては、表示の徹底がされていましてけれども、むきエビなどに表示の漏れが見られました。

全般的に申しますと、多品目にもかかわらず、表示の徹底がなされたと言えるということで、小樽消費者協会の方から調査報告がありました。

○ 武井委員

これは今年になってからでございますが、決算委員会でもありますので、昨年の実績はどうですか。

○ (経済) 産業振興課長

昨年の実績についてですが、調査事項を確認しますと、前は11店舗の調査をしたということで伺っております。

内容につきましては、前回のときには、まだ表示がなされていないという部分が多分にあったということで伺っております。

○ 武井委員

具体的な数字は出ませんでしたけれども、魚類関係は、昨年は45%程度、これが今年は100%になっておるといことで、そういう意味では取組の成果が出ていますが、魚類関係は、昨年の9%が今年は56%です。平均しますと、今年になって、野菜が44%、果物が67%、そういう実態で、半分ちょっと出たかなと思うような状況です。

そこで、もし、消費者の方が、表示がないのではないかと行って保健所なり経済部なりに申告したら、その人は逮捕されるのですか。どういうふうになるのですか。

○ (経済) 産業振興課長

今のご質問ですけれども、独立行政法人の農林水産消費技術センターの小樽センターというところがございまして、これは港湾合同庁舎に入っておりますが、ここが一括して全道の指導と検査を行っております。ここがまず最初に、どういう状況なのかということ把握しまして、その後に指導をいたします。

指導いたしました後に改善が見られない場合には、文書をもって提示をさせていただきます。

それでも改善されない場合には、今度は、広域の部分については農林水産大臣、また、道内の部分で展開されているところにつきましては知事が指示を出すということになります。

その指示を出しても、それでも改善されないという場合につきましては、改善命令が出されることになります。

改善命令が出されても、まだ改善をされていないといった場合には、罰則の適用ということになります。

○ 武井委員

市民は、どこに持っていったらいいか、わからないわけです。今日は保健所は来ていませんけれども、市の場合は、保健所が経済部に連絡すれば対応していただけるのですか。

○ (経済) 産業振興課長

この内容につきましては、市の中では、保健所と市民部の消費生活課、それと経済部と一緒にあって行っておりまして、各部で各事業に取り組んでおりますが、市の窓口としましては、原産国・原産地表示につきましては経済部になるというふうに思っております。

○ 武井委員

消費者センターが合同庁舎にあるとかなんとかというのは市民は何もわからないわけです。ですから、そういうふうになると、どこに持っていったらいいのかということになるわけです。小樽は中小企業の町ですし、特に零細企業の方々が多く、さきほども言いましたように、そんな法律は知らないという人に対する指導の仕方や市民に対する指導の仕方、あるいは申し出る場所も含めて、それらについてどのように取組をされるか、考え方があったら、お知らせください。

○(経済)産業振興課長

今なかなか徹底されていない面もあるかと思いますので、検査の指導機関であります、今お話をしました独立行政法人の農林水産消費技術センターの小樽センターの協力を得まして、保健所と市民部と経済部が連携いたしまして、9月26日に1回目のJAS法全般事例についての研修会を開催させていただきました。

今後、第2回目は10月10日に行わさせていただきます、ここでは加工食品関連について、また、第3回目は10月24日に生鮮食品関連について研修会を行う予定で進めさせていただいております。

なお、それでもなかなか周知はされないと思いますので、例えば、市場とか小売業の皆様につきましては、今回行わせていただきました9月26日の研修内容の資料とパンフレットをお持ちいたしまして、原産国表示、原産地表示について徹底されるように努めてまいりたいと思っております。

また、希望によりましては、各市場の皆様等に対する研修会を個別で開催させていただくということも考えております。

○武井委員

市の取り組み方は、一般的なことで結構なのですが、市場の父さんや母さんは、市の広報に載せたとか、何月号に載せたとかといっても、忙しくて読んでいないのです。朝早々と競り市に行ったり、今は配達するのが当然みたいになってしまって、昨日も私は確認したのですけれども、6時を過ぎてもまだ配達しているのです。こういうような人たちは、あの資料があるから、この資料があるからといっても、なかなかわからない。読んでいる暇がない。ですから、何とかそういう人たちにもわかるような、微に入り細に入り、市民の側に立った指導方をお願いしたいと思いますが、決意のほどをお伺いします。

○(経済)産業振興課長

市民の皆様、また、市場や小売業を行っている皆様に対しましても、一つは「広報おたる」で周知をさせていただく、それでもふじゅうぶんなこともあるかと思いますので、それぞれのところには、今回研修を行った内容ですとかをお持ちすることと、ご希望によりまして、消費技術センターの小樽センターの職員の皆様にもご協力を得て、個別のセミナーといいますか、小さな勉強会になると思いますが、それらを開催させていただきたいと思っております。

○武井委員

確かに、張ることは大変だと思います。しかし、当面は、その商品のところにただ掲示するといいますか、それだけでも罪逃れはできるわけです。一々みんな商品に張らなくたって、そういう方法があるわけですから、いろいろとご指導のほどをお願いしておきたいと思います。

財政問題について

続いて、2問目ですが、13年度決算について、特に財政問題などを中心にしてお尋ねをしたいと思っております。

現状の小樽市の財政状況とか、こういうような問題は、代表質問とか一般質問の中で取り上げていますから、ここでは細々と申し上げませんで、いきなり質問に入らせていただきます。

昨日の公明党さんのご質問の中にも出ておりました経常収支比率の問題で、非常に高いことが財政の弾力性を失わせているということもお話がありました。したがって、経常経費をいかに削減するのかということがこれから大きな課題になることは、市長がうちの渡部議員に答弁しているところであります。

そこで、質問に入りますが、経常経費を削減しなければならない。これは80%以下が最も理想的だと言われているわけですが、それを削減する余りに市民サービスが低下しては困ると私たちは思います。それだからといって、「広報おたる」などで市民にPRして、おまえらは我慢せいと、これでは小泉総理と何ら変わりありません。市民にPRして、おまえらは我慢せい我慢せいと、これだけでは困るわけでございます。

そういう意味では、市民にも我慢はしてもらうけれども、そうはいいながら、財政健全化緊急対策会議というものを立ち上げられたと聞いていますが、この会議の中で、今申し上げましたように、市民にばかり我慢せいと言わないで、それ以外に、経常経費の削減の効果を上げるために、どのように論議をされてこられたか、会議の中身の問題も含めてお答えください。

○ 財政部長

今ご指摘のとおり、経常収支比率は非常に危機的な状況というか、そういうことが数値でも表われてきているわけですが、この原因そのものというのは、一般財源の収入自体について、経常的経費を分析してみますと、昨年に対しても6億円ほどの減額になってきているという実態があります。

そういう中で、経常経費をいかに経常的な支出の財源に充てていくかということになりますと、大きなものは、いわゆる義務的経費の人件費と扶助費と公債費が主なものになるわけでありまして、残りは物件費等にも充当しているわけですが、その充当割合が非常に高いということが経常収支比率に表われてきているわけでありまして。

ですから、そういう面で、経常一般財源の減少に伴って、そうした経常的経費をどのように削減していくかということは大事な問題ですので、そういう面を含めて、今、緊急対策会議の中でもやっているわけですが、まず第一義的には、公債費そのものというのは、当然、今まで事業のために借入れを起こしてきたことの償還に充てるわけですので、これを減少させるということにはならないと思います。

ですから、あと残りの人件費と扶助費の関係でございまして、中からできるものとしては、人件費そのものは、確かに、平成9年から行政改革を進めながら、職員数についてもできる限り削減を図ってきているという状況もありますし、また、今後の対応としても、なるべく職員数を増やさずに何とか事務・事業の見直しを図りながら人件費の削減を進めていこうということに差し当たって取り組んでいる最中でありまして。

また、扶助費につきましても、今、緊急対策会議の中で、制度として国の補助なり道の補助を得ながらやっていかざるを得ないものもありますので、そういうところは、できるだけの継続をしなければならない。それ以外に、単独でやっているものについては、扶助費関係を担当している福祉部とも協議しながら、どのような健全化対策がとれるか、そういうものについて緊急対策会議の中で今いろいろと協議を進めているという状況でございまして。

○ 武井委員

公債費はどうしようもない、これはやっていかなければならない、そうすると手っ取り早いのは人件費だ、こういうことだろうと思うのですが、これなら一番やりやすいわけです。しかし、市長は、経常収支比率は80%以下にするのが一番いいのだけれども、当面は90%程度に抑えたい、こういう本会議答弁をしているわけです。90%以下に目標を定めている対策であるということは市長にご答弁をいただいております。

そのために、行政改革の取組を強化しなければならないとか、あるいは委託の推進とか、部長が今おっしゃったように人件費などで行政コストを削減するとか、こういうようなことが述べられているわけですが、一番困るのは、これらをやりながら、市民サービスがマイナスにならないようにして、うまくやるというのは大変で、手品師でないとなかなかできない内容でございまして。

しかし、そうは言ってられません。やりやすいからといってすぐ人件費の削減とか人を減らす、これでは市民に対するサービス低下になります。したがって、当面、どんなところから手をつけていきたいのか。そして、こういうふうにしてできるところからやってみたいということがあのか。経常収支について、今の99.8%を90%に抑えるための施策の当面の取組みはどこから手をつけて、どういうふうにやっていくか、これを具体的に、序列がつ

けられれば序列をつけながら、お答え願いたいと思います。

○ 財政部長

ただいまの健全化対策の関係でございますけれども、財政が大変な状況になってきた段階は数年前にさかのぼりまして、平成9年当時、国からも、各地方自治体に行財政改革を進めていきなさいという強い指導が行われてきたわけです。

その当時から、市といたしましても、行政改革などの具体的な計画を定めながら、今まで進めてきていまして、それなりの効果を上げてきているわけですが、内容としましては、内部でできるもの、いわゆる事務関係の改善とか職員数の削減とか、そういうもので、なるべく市民サービスの低下につながらないように、そういう面の合理化を図りながらやってきたというのが実態であります。

そして、第2次実施計画を13年度から継続してやっているわけですが、13年度の交付税とか市税の収入状況とか、そういうものを見ますと、そういう段階にも踏み込んだやり方をしなければ、健全化は成り立たないだろうというふうに思っていますので、そのためにも、今、緊急対策会議でいろいろやっているわけです。

そういう面では、できるものからまずやっていこうということで、人件費について、何とか14年度からでも手をつけられるものはやっていこうということで、そういう対策を進めていますし、また、組織機構も、見直しをかけられるものについては、できる限りやっていこうというふうに思っております。

さらに、今、緊急対策会議の中身について具体的に例を申し上げられる時点であれば、今申し上げるのですが、各部との調整をやって、取りまとめている最中でございますので、その辺では、各部のいろいろな事情もありますし、また、財源、交付税とか市税というのは一定程度の枠がありますので、その歳入の枠に応じた事業をやっていくということに当然ならざるを得ません。

そういう意味から、ある程度、市民サービスの関係についても、扶助費の関係でできるものがないかどうか、そういう面も含めて当たっているというのが実態でありまして、その辺は、今後の財政状況がある程度好転するまで、少し市民負担も仰ぎながら、何とか我慢してもらおう面も出てくるという部分も含めてやらざるを得ないという実態にあることは申し上げておきたいと思います。

○ 武井委員

市長が、当面として、経常収支比率について90%以下を目標に定めたいと言っていますが、これはいつごろをめどにして考えているのですか。

○ (財政) 財政課長

経常収支比率90%というのは、財政健全化計画の中でうたっておりまして、平成17年度には90%以下にしたいということで、この取組の目標を定めております。

○ 武井委員

行政的な改革も含めて、あなた方は目標を定めてやるということなどは、これはこれでいいのですが、一方では、今回もそうなのですが、財政調整基金とか減債基金対策についても、おけらの何とかで、通帳の底も見えてきたような状況です。

こういうような状況であるだけに、これを何とか積み立てていくといいですか、ため込み主義ではないのですが、行政を預かる皆さんとしては、これらの基金もなければならぬと思います。したがって、その辺の対策としては、これまた、市長は、事務・事業の選択などを含めてやらなければならないのが大きな課題だ、こういうふうに申しております。

しかし、さきほどもちょっと触れたのですが、けちけち運動では困るのです。けちけちして減債基金をためたということでは困るのです。したがって、これらについて、余剰金などから、いざというときに手元で自由に使えるようなお金がどうすればできるか。一時は60億円を超えたときもありました。それから、ため込み主義と言われた

こともあります。しかし、あの金があったからこそ、今こうしてまだ引きずってきているわけです。ですから、一定程度のものはなければならないと思います。

そのためにはどうするかといいますと、ちょっと苦言になるかもしれませんが、けちけち運動以外にどうするかというと、市全般の自発的な運動になるようにしなければならないのではないかと。

私は提言してみたいのです。これは総務部長にご答弁していただければと思いますけれども、例えば、今日あたりのこの委員会を見ましても、非常に大勢の方が出席しています。事前に私たちのところに質問の要旨を聞きに来ているわけですから、答弁する人たちはどの程度だということはわかっています。必要な理事者はこちらの方で理事会で出席要請をします。

そういうことを整理してみますと、恐らく、この半分ぐらいの数でもいいのじゃないかという気がするのです。そのあたりは、我々がやろうじゃないかという意気込みは、別に市民にけちけち押しつけるわけでもないし、例えばの話ですから、そんなようなことなども一つの方法ではないかと私は思うのです。ですから、そんなことも含めて、財政調整基金あるいは減債基金対策、そして、市民にけちけち押しつけない、そういうことが少しでもやれる方法はないのかということです。

私は、病院のやり方が非常にいい方に転がっていったのかなというふうに思っています。今日は病院はいまさんから、お世辞ではないから言ってもいいのです。明日にはかたんとなるかもしれませんけれども。

いずれにしても、私はそう思うのですが、部長の決意のほどをお聞きしたい。

○総務部長

今、財政健全化に伴っての職員の意識なり行政の取組という形で提言をいただきました。まさにご意見のとおりだと思っております。議会運営につきましては、議会と理事者側との信頼関係もありますので、これはいろいろあると思います。

ただ、健全化に向けて、今お話がありましたように、市民サービスを低下させないでやるのだという第一の目標といいますか、取組については、職員の意識を高めて、職員が率先してそれに取り組まなければ、市民の理解を得られないという形になると思います。そういう意味で、昨年からですけれども、緊急対策会議を立ち上げる前から、いろいろな形で職員の啓蒙なり、実情について研修の場を借りてお話をし、共通認識を持とうという取組をしております。

今回、2月に立ち上げた健全化対策の中でも、今までもお話をしていますけれども、各部に検討会議を設けて、一般職も含めて取組をしていこうという形になっています。

ちょっと具体的にお話をしますと、さきほど人件費等の問題も出ました。みずからやらなければならないという中で、市長が今年の6月に職員団体に対して提案をしております。現職職員の人件費の削減という形で、今、調整手当3%で4億円の削減をお願いしている。それから、人勤の2%減に伴って、これが完全実施されると4億円出てくるという部分、それから、新規採用を50人やめると、ここでも4億円出る。これで都合12億円出るわけです。

ですから、15年度に向けて40億円の財源不足がありますけれども、それらの中では、14年度で4億円ぐらい留保資金が出ますと、トータル16億円が職員みずからの中から出てくるという部分がございます。

そういうものを示す中で、さらに事務・事業の見直しをしながら、何とか市民サービスを低下させないで取り組んでいきたいと思っていますので、議員の皆様方のご協力をお願いしたいと思っています。

○武井委員

総務部長から決意のほどが述べられましたが、教育関係の方は、今でもお金が足りない、1人当たりのものが足りない、こういう少ない予算の中にありますが、教育委員会として、お金がなければ、こうしよう、これができなければ、こうしようということではいろいろ施策も考えていらっしゃると思いますけれども、その基本姿勢をお示してください。

○ 教育長

今回の議会の中で、教育予算についてどういうふうに考えるのかというお話がございまして、私の方からお答えしましたように、児童・生徒は小樽市百年の大計を支える大事な存在ですので、不可欠な場合には、市長にお願いして、教育予算についても確保し、さらに、教職員の努力を待って、そして小樽市の教育の充実を図っていきたいというふうに考えております。

具体的には、まだご提言するという時期になっておりませんが、いろいろと検討をいたしております、例えば、懸案でございます小学校の適正配置の問題もそれにかかわってくるものと考えております。

○ 武井委員

以上で終わります。

○ 委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

○ 新谷委員

財政問題について

最初に、財政問題についてお伺いします。

決算説明書の2ページ目にある説明が書いてあります。地方財政は、これまで実施してきた景気対策等の影響もあり、普通歳出が膨らむ中、地方税収や地方交付税の減少で、従来にない厳しい状況と述べられております。

ここで一つお伺いしたいのですが、13年度の決算カードを見ておりますが、普通建設事業費は90年代に入ってからどういうふうに変化しているのか、教えていただきたいのです。

○ (財政) 財政課長

決算カードということでございますので、普通会計ベースということになるかと思いますけれども、90年代では、平成2年度で約99億2,200万円、平成3年度が101億8,700万円、平成4年度が109億7,800万円、平成5年度が142億5,300万円、平成6年度が139億6,200万円、平成7年度が139億6,000万円、平成8年度が118億2,800万円、平成9年度が124億8,000万円、平成10年度が135億円となっております。

○ 新谷委員

その中で大きい事業というのは何でしたか。

○ (財政) 財政課長

普通会計でございますので、中央通や築港の特会なども入っております。

この間に行われました主なものを言いますと、例えば、廃棄物の処分場、市民センター、交通記念館、手宮競技場、コミセン、ジャンプ台、生涯学習プラザ、あとは、中央通とか築港関係と街路、臨時市道となっております。

○ 新谷委員

その中で金額が大きいものが、中央通区画整理と築港再開発ということですね。

○ (財政) 財政課長

主なもので申し上げましたけれども、比較的大きいものとなりますと、例えば、廃棄物処分場関係が金額的に大きくなっております。あとは臨時市道関係と街路関係も大きくなっております。その他、築港あるいは中央通地区の区画整理事業、その辺が主なものです。

○ 新谷委員

この中では、もちろん市民にとっていいこともあるのですが、起債について、決算カードによりますと、約765億2,100万円ですね。それで、この間の建設事業費と対比したのですが、90年から起債の残高はどういうふうに変化しているか、教えてください。

○(財政)財政課長

起債残高ということでございますけれども、これも普通会計ベースということですが、平成2年度からでいいですか。平成2年度が396億6,000万円、平成3年度が431億3,000万円、平成4年度が463億1,000万円、平成5年度が492億6,000万円、平成6年度が556億5,000万円、平成7年度が619億7,000万円、平成8年度で657億9,000万円、平成9年度で702億3,000万円、10年度で748億2,000万円、11年度が760億1,000万円、12年度が764億4,000万円、そして13年度が765億2,000万円です。

○新谷委員

年々増えているのですけれども、どうしてこういうふうになったか。

1990年、海部内閣のときに、日米構造協議というのが行われまして、10年間で430兆円の公共投資をやると協定を結びました。それから4年後、村山内閣のとき、アメリカから要求されて、これを630兆円に増やして、それから、橋本内閣のときに、10年の期限を13年に延ばしたのです。年間50兆円の公共事業が行われて、そのうち30兆円が地方に押しつけられてきたということもあるのです。

もちろん、市民のためにいい点もあるのですけれども、必要のない道路なんかもあったのじゃないか。国の押しつけでやってきた結果、借金が増えた、こういうふうに言えるのじゃないかと思うのですけれども、いかがですか。

○財政部長、

確かに、今のお話のとおり、国の動きの関係もありましたので、そういう面で、国全体の活性化とか経済不況を乗り越えるためのいろいろな施策として公共事業の投資が行われてきたのは事実であります。

そういう中で、地方団体も、国に協調してやっていくという事業の展開が行われてきましたので、市町村それぞれ、起債関係を財源としてやってきた事実がありまして、そういう事業の關係に伴う起債の残高そのものも増えていったという実態はあります。

地方自治体それぞれ、国全体が生活の向上とか景気浮揚につながればということを目的としてやられていたわけですが、市長からも答弁がありましたとおり、民間企業とか、そういうものの力をつけていって、民間主導の道を何とかとれないかということも施策としてやられてきたわけですが、この辺の効果自体はいろいろ言われておりますけれども、生活基盤関係の整備を図ってきた中では、それなりの効果はあったのではないかというふうに思っております。

○新谷委員

効果ということではなくて、市民にとってはいいことがあったけれども、実際として借金が増えているわけです。国の方では、地方債と交付税を組み合わせる公共事業の導入で借金を拡大していったのです。そういうものとしては、地域総合整備資金貸付金とか、起債の中身が書かれておりだと思っております。

それで、市債に関する調べの中で、出資金というのがあるのですけれども、これについて説明してください。

○(財政)財政課長

決算説明書の293ページの中にございます普通債の中の出資金のことだと思いますけれども、これにつきましては、実際に小樽市が出資をしたときに、出資金債というものを借りまして、それを償還してきているものであります。

これにつきましては、幾つかあるのですけれども、その大半といいますか、95%ぐらいは、水道会計で朝里ダムの水源開発をやったときの一般会計からの繰出しで、それを出資金債としまして手当てしておりますので、その分の残高が主なものでございます。

○新谷委員

朝里ダムについては古い話だと思うのですけれども、人口以上の大きい器をつくって借金になったということで、共産党としては朝里ダムには反対してきた経緯があります。これはいつから借りたのですか。

○ (財政) 財政課長

昭和56年度から借りております。

○ 新谷委員

償還はいつまでかかるのですか。

○ (財政) 財政課長

すべての償還が終わりますのは平成35年度になってございます。

○ 新谷委員

一つの事業をしたら償還に相当長くかかるということなのですけれども、朝里ダムは本当にそれだけの大きなものが必要だったかどうか。私どもは必要でなかったと思うのです。そういう事業をやることによって借金がどんどん増えていっていると思うのです。今後この借金の返済は楽になる見通しというのはあるのでしょうか。

○ (財政) 財政課長

公債費ですけれども、健全化計画でお示しをしておりますが、一般会計、特別会計ともに平成17年度をピークというふうに考えております。

○ 新谷委員

これからはどんなものがあるか、わかりませんけれども、不要な公共事業というものはやめようというのが今の大きな声です。こういう視点に立って考えていただきたいというふうに思うのですけれども、今後、市債を起こす上で考えていかなければならないこととして、どんなものが起債を起こすものになるのでしょうか。

○ (財政) 財政課長

起債を起こすということは、当然、箱物が中心になるわけですが、健全化計画上も15年度までということではしておりますので、その後どういうものが出てくるかは現時点では財政課としては考えておりません。

○ 新谷委員

財政課としては考えられないとすると、どこが考えるのですか。

○ (財政) 財政課長

起債ということでお話でしたが、今進んでおります広域連合の関係は、公債費にははね返りませんで、負担金になりますけれども、そういうものがありますし、それから、健全化計画の中で今進んでおりますサッカー・ラグビー場も地方債の事業でございます。

今後、新病院の話が出ますと、直接一般会計ではありませんで、病院会計ですけれども、全体としては当然起債を利用することになります。

○ 新谷委員

今後どのぐらいの新たな借金が積み重なるかということは、数字的にはわからないということですね。

中途半端なのですけれども、次に移ります。

融資制度について

経済部に融資制度についてお伺いします。

さきほど緊急経営安定資金のことが公明党さんの方から出されました。予算額1億円に対して6,300万円も借りられなかったということなのです。20数件が借りられないということで断られたということですが、その理由は何ですか。

○ (経済) 産業振興課長

融資ができなかった理由としましては、債務超過ということをお伺っております。

○ 新谷委員

済みません。融資が受けられなかったのは9件ですね。ちょっと間違えました。

全体として26件、融資実行が13件ですけれども、1億円に対して、受けられた人が少なかったのですけれども、制度の周知とか、そういう点についてはどのように行ってきたのでしょうか。

○（経済）産業振興課長

緊急経営安定資金の制度につきましては、小樽商工信用組合の破たんによるものでして、平成13年8月13日から本年3月末日までということで行わせていただきました。この間、小樽信金さんと連携をとってPRに努めてまいったところでありますけれども、急を要するということもありましたが、この制度につきましては、小樽商工信用組合の破たんによって影響を受けた方ということになっておりますので、その方々にご周知をさせていただいたところです。

○新谷委員

融資を否認された方々には、何かほかに救いの手はなかったのですか。

○（経済）産業振興課長

融資を否認された9件についてのことですが、その中で、大変な状況にあると思いますので、その方々につきましては、制度があるという部分と、何といいましても、経営改善をしなければならないという部分がありますので、その点につきましては、本年5月から始めさせていただいておりますけれども、経営相談の窓口という部分と、他の制度についてもご周知をさせていただいているところです。

○新谷委員

中小企業等振興資金の決算資料をいただきました。企業倒産の方も、倒産件数は通算では減ったものの、負債総額が4倍になっています。12年1月から3月に比べて既に額も多くなっていたのですけれども、その原因と、どのような防止策をとってきたのか、お伺いします。

○（経済）産業振興課長

13年度につきましては、支援費制度といいますか、今回の融資制度につきましては、253件の方に新規でご活用いただいておりますけれども、平成12年度につきましては、228件の方に制度融資をご利用いただいております。確かに、228件の12年度から13年度の253件といいますと、増えているということで、これを見させていただきましても、非常に厳しい経済状況にあるということは存じ上げております。

この中で、我々としまして、小樽市の制度もございまして、そのほかに道の制度等がありますので、その点をご周知させていただきまして、特に市の方の窓口に来られた方に対しましては、その後、どういったご利用をされたかということを含めまして、しっかりサポートさせていただくということで現在進めさせていただいております。

○新谷委員

そうすると、13年度の新規の融資件数は増えたということですか。

○（経済）産業振興課長

13年度の実数で言いますと253件でございまして、平成12年度につきましては、それぞれの制度によって多い少ないがあると思いますが、228件ということになっております。

○新谷委員

資料を見ますと、設備投資の商店街グレードアップ資金を除き、ほとんど前年よりも落ち込んでいるのですけれども、申込みがなかったのですか。

○（経済）産業振興課長

商店街グレードアップ資金につきましては、平成13年度に1件の申込みがありました。今お手元に行っています決算資料につきましては、預託金の決算額となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○新谷委員

特別小口資金というのがあるのですけれども、これは13年度は何件でしたか。

○(経済)産業振興課長

これにつきましては、小樽市で、中小企業等の振興基金につきましてはの検討会を昨年から行わせていただきまして、その中で、今年の4月1日からになりますが、七つの制度で進めさせていただいておりまして、13年度につきましては、特別小口資金を設けておりました。この点につきましては、そこで検討した中で、道制度に同様のものがあるということで、この点は今回廃止ということになっております。

○新谷委員

13年度で1件だったのはどうしてなのかということなのです。少ないと思うのですけれども、これは、北海道信用保証協会の無担保無保証人の保証制度というふうに書いてありますので、ここが問題だったのではないかなというふうに考えるのですが、いかがですか。

○(経済)産業振興課長

この特別小口資金につきましては、個人業者で担保や保証人の提供が困難な方ということで、金額も300万円ということで行わせていただいておりますけれども、しっかりPRしてきたつもりであります。申込みの実際の件数が1件ということであったところです。

○新谷委員

特別小口資金ですから、小さいお金を借りる場合ですね。それで、1件ということで、借りたくても借りられない人はいなかったのか、この辺がちょっと心配なのです。借りた人は1件だけでも、申込みはどうだったのでしょうか。

○(経済)産業振興課長

この小口の申込みにつきましては、件数が全体でどれぐらいだったかという部分については今わかりませんが、1件につきましても、こちらの方で、いろいろな制度もありますということでご提示させていただいておりまして、その中で、この特別小口資金を使わなくても、ほかの制度で適用になる部分がありますので、そちらの方もご活用いただいたということで考えております。

○新谷委員

そうすると、さっき言いました北海道信用保証協会の保証制度は問題がなかったということなのですか。

○(経済)産業振興課長

その点は、特に問題はなかったのではないかと考えております。

○新谷委員

しかし、倒産の負債総額について12年度と13年度を比べると、13年度は4倍になっているわけです。その原因というのははっきりわかりませんが、小さい商店や企業が小樽には多いわけですから、借りやすい資金制度をつくるべきだというふうに思うのです。私たちは、いつも、無担保無保証人の直貸し制度をつくるべきだということを言ってきたのですけれども、そういう必要性は考えられませんか。

○経済部長

さきほどの小口資金の関係ですけれども、確かに、保証協会の保証づきということで、なかなかそこがクリアできないという現実があったと思います。ただ、そのことによってすべてあきらめたのかということにつきましては、道の制度もあることです。そういうものの活用という部分もあったのかもしれません。

ただ、現状の中で、皆さんは大変な状況があるわけですが、新たな借金をこしらえない中で、とにかく着実にといいますか、地道にやっという姿勢が現実にあるわけですから、その辺も影響したのかなというふうに思います。

それから、無担保無保証の話ですけれども、これにつきましては、それをやるとすれば、小樽市が、一定額について、未回収になったときの損失を負うことを前提にやらざるを得ないわけなのですが、果たしてそれが制度融資

として適切なものなのかということについて、我々としては、ご提言をそのまま受けるわけにいかない状況もあるかなというふうに思います。公金を使うわけですから、そういう意味合いでは一定のハードルはどうしても必要だというふうに考えております。

それと、無担保無保証でやって、万が一焦げついたときにどうするのかという前提の中で言えば、その企業の経営実態がどうなのか、将来性はどうか、その中で健全化が図られるのかといったような判断を行政として果たしてできるのか、それと、焦げついたときの回収をどうするのか、そういったいろいろな問題もあるわけでございまして、現時点では、無担保無保証、いわゆる直貸しになると思いますけれども、その部分については考えてございません。

○新谷委員

それは今まで何回も答弁をいただいているところなのですが、たまに、どうしても明日まで何百万円が要するという人がいるのですが、どうしようもないのです。助けてあげられないのです。だから、緊急・駆け込み的なものも必要だというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

○経済部長

ある意味では事実かと思いますが、そうなったときにどこまで救済していくべきなのかという部分があると思うのです。福祉的に考えていけば、それは可能かもしれませんが、いわゆる経営実態といいますか、経営でございますから、そういう体制の中で事業を営んでいくからには、それなりの財務体質、経営体質というものも基本的に持っていくべきだと思います。それができ得ないというとき、それを支えていくことが果たしてどうなのか。

今の社会経済そのものを考えたときに、経済というのは新陳代謝があって、新たな将来性のある企業なり事業が出てくる必要があることでありますので、その辺で言えば、ある程度冷たい言い方になるのかもわかりませんが、その流れの中で生き残れるところは生き残っていくという状況も出てきてしかるべきだなというふうに思います。

○新谷委員

大変びっくりしました。大変冷たい答弁だと思います。今の国の政策では、小さいところはどんどんどんつぶしていくというような政策でしょう。それに対して、市で、生き残るのは生き残って、倒産するものは仕方ないという、そんな態度でいいのでしょうか。私は納得できません。

○経済部長

我々としては、当然、地場企業というものについては生き残っていただきたいし、事業も継続していただきたいというふうに思います。その中で、行政として公的資金を使ってやり得る制度融資の範囲というのはおのずからあるという趣旨で申し上げております。ですから、その中では一定のハードルは必要になってくるだろうという意味合いです。

○新谷委員

この点についてはまたやります。

個人情報保護審議会について

次に移ります。

個人情報保護審議会について伺います。

これは1回開かれたということですが、住基ネットに関して話し合われたのですね。

○(総務)情報システム課長

今、委員がご質問の個人情報保護審議会ですが、個人情報保護審議会は、平成2年に、小樽市電子計算処理に係る個人情報を保護する条例に基づいて設置されておりまして、平成13年度までに17回開催されて、昨年、17

回目が開催されていまして、その審議会の中で住基ネットに関する他の電子計算組織との結合ということで議題に上っております。

○新谷委員

開かれたのはいつですか。

○(総務)情報システム課長

昨年の委員会は、13年12月4日でございます。

○新谷委員

そのときは、住基ネットの問題はまだ大きな問題になっていなかったと思うのです。そういうときでしたから、審議会委員の皆さんも難しい問題だったように思うのですけれども、皆さん、これについてすんなり納得されたのでしょうか。

○(総務)情報システム課長

昨年の審議会の審議ですけれども、昨年の審議会の議事は、1年間の個人情報保護制度の運用状況の報告について、それと、議題として、電子計算機の結合ということで、本庁の庁内LANのインターネット接続と、市のホストコンピュータと住基ネットワークの結合について、この二つの議題について審議をいただきまして、その中で、市のコンピュータとインターネットを結ぶ部分と、住基ネットに関する結合の部分についてご説明いたしました。

その中で、こちらからの説明では、セキュリティ等についてどのような措置をしているのか、そういった関係で説明をいたしまして、委員の先生からも、その辺のセキュリティ体制について、外部からの侵入についてはどうなのかということがあり、その辺の説明をいたしました。

○新谷委員

さっきも言いましたけれども、そのときにはまだ大きな問題となっていませんでした。条例で見ますと、審議会というのは年に何回という制限もありませんから、今年の問題になりますけれども、市民が不安に思っていることですから、そういうことについて、必要に応じて開いていくべきではなかったかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○(総務)情報システム課長

個人情報の審議会につきましては、この条例を施行する上で審議する必要があるという部分で議題に上れば開くということになっておりまして、個人情報の保護に関する請求とか、それに対する審査は今のところございませんので、本年度はまだ開催しておりません。

○新谷委員

その請求というのは、市民が1人でも、開いてくださいと言えぱできるものなのですか。

○(総務)情報システム課長

個人情報保護制度の中では、そういったところはございません。ご自身に関する情報の記録ということに対する開示請求といった制度はございます。

○新谷委員

マリンウエーブについて

それでは、次に行きます。

財産に関する調書なのですから、配当金について伺います。

市の持っている株券は13社で、このうち5社が配当していますが、水族館は、おとしはなかったけれども、13年度は600万円の配当をしています。

11年度から利益を上げているマリンウエーブについて、市は51%の持ち株で、社長は市長ということですから、13年度は1,775万円の利益を上げています。配当はなかったのですけれども、市の厳しい財政状況からしても、

株主として要求すべきではなかったかなと思いますが、いかがでしょうか。

○(経済)港政課長

マリノウエーブでございますけれども、確かに、委員が今言われましたように、13年度で単年度で1,700万円の利益が出まして、13年度末で累積で約3,700万円になってございます。

それで、会社側の方針といいますか、計画といたしましては、次の第2期のマリーナの拡張をどう考えるかという1点にかかっているようでございます。ご存じかと思いますが、現在も運河の中に暫定的にプレジャーボートが係留してございまして、そういう意味では、会社側といたしましては、まだ需要はあるというふうに考えてございます。

ただ、その拡張に際しましては、私どもの公共でやる分の事業もあわせてやる必要がございますので、今の財政状況の中では、私どもとしてはそういう事業にはなかなか踏み出せないというふうに考えてございます。

それで、会社側といたしましては、2期のマリーナの拡張と同時に、施設が10年以上たっておりますので、その補修の方にも充てたいということがございまして、他の株主の皆さんのご理解を得て、それらに充てるべく今のところは準備金として積み立てているというふうに伺ってございます。

○新谷委員

マリノウエーブの決算で、出向手当として出向者の方に1,500万円ほど出しているのですが、この出向者の方はいつから来ているかわかりませんが、どうしてもいなければならないのか。そろそろ経営も軌道に乗ってきたのですが、その辺はどうなのでしょう。

○(経済)港政課長

会社が立ち上がってすぐ、関連いたします民間の専門の会社の方から指導という形の中で派遣をしていただいております。その分の人件費負担ということでございます。

会社側といたしましては、この間、人物といいますか、派遣職員の交代はあるのですが、ある程度、会社の中のプロパーの職員を含めて経営のノウハウができてきたということはございますけれども、片方で、いろいろな訴訟関係の問題がいろいろ出てきたりしておりまして、もうしばらく専門の職員の方の指導をいただきたいということも申しております。

ただ、そのまま同じ負担を払って来ていただくことになるのかどうか、その辺については、私ども港湾部サイドからも会社側に、どのような改善ができるのか、経費の負担が図られないのか、あるいは、出向職員の減まで図られないのか、その辺は今検討をお願いしてございますので、引き続き会社側での検討をお願いして、改善してまいりたいと考えております。

○新谷委員

石狩開発とかエア・ドゥに関しては、共産党は早くから予算修正案なんかも出しました。そして、引き上げるべきだと言ってきたのですが、残念ながら、破たん寸前、破たん状況ということなのですが、今、株を持っている中で、もう引き上げた方がいいと思われるところはないのですか。

○財政部長

いわゆる財産としまして、有価証券として持っている財産の一つですけれども、これそのものは、会社の設備とかその後の形態の関係で、そういう支援というか、加わらなかったという経緯がありますので、それぞれの会社の動向なんかも把握しながら、今後の対応について考えていかなければならないというふうには思っておりますが、現時点では、今すぐ引き上げるとかということについては考えておりません。

○新谷委員

終わります。

○委員長

いいですか。

○北野委員

あと何分ありますか。

○委員長

ちょうど半分経過しました。

○北野委員

減資について

資料を出していただきました。減資の一般的なことですが、これは企画部に出していただいたのです。地方自治法を前提にしている石狩開発の6,800万円の放棄、これは詳しいことは後でやりますけれども、昨日、私が市長に質問したこととのかかわりで、今のところ、地方自治法との関連で、6,800万円がもしゼロになる場合、権利の放棄に当たらない、そういう議案としてはなじまないという説明でこの資料をいただいているわけです。明日以降の質問にかかわりますので、この資料の基本的な点について解説しておいてください。

○企画部次長

本日、「減資の一般的なフロー」という表題でお示ししました資料ですけれども、昨日の議論の中でありまして、私の方から答弁申し上げました部分で、あくまでも仮定の話ですが、一般的に、企業あるいは会社が減資をする場合、どういうものがあり得るのかということで、特徴的な部分だけ、ここで例示をさせていただきました。

一般的には、債務超過に陥ったときの再建に向けた取組を進めるときに、一つは法的整理という意味で、一般的には民事再生の申請というものはあり得るだろう。その場合には、あくまでもそれぞれの企業の取締役会において、法的整理をするか、もしくは自主再建で臨むか、こういった大枠の考え方は決められるだろうというふうに理解をさせていただきます。

そこで一定の考え方が整理されると、それ以降、民事再生の場合ですと、民事再生の申立てをする、計画案の作成をする、その中で初めて債権カットの率とか、減資をするしない、こういったものが出てまいります。

仮に減資の場合ですと、当然、事前に裁判所の許可が必要ですが、そういった中で裁判所の許可をいただいて、最終的には、債権者集会の中で決議をする、そこで初めて再生計画案が成立をいたしますので、それ以降、減資が実行されていくということになるかと思います。

それから、自主再建の場合は右側に書いてございますけれども、あくまでも、株主総会における特別決議ということが減資の場合の条件になってございますので、この中で最終的に減資というものが判断されて、それ以降、減資の実行になるというようなことで整理して資料としてお出しをしました。

○北野委員

わかりやすく解説していただいたのですが、それでも、昨日の答弁は翻らないのでしょうか。石狩開発の6,800万円がゼロになる場合に、議会の議決の対象にはならないという理事者側の答弁は変わらないのですね、これに照らしても。その点だけ確認しておきます。

それから、これは石狩開発のことを前提にしてお願いしたわけですが、質問の二つ目は、エア・ドゥはどういうふうになるのか。

だから、前段の、答弁は翻らないのかということと、エア・ドゥの場合はどうなるのか、この2点について、明日以降の質問の基礎になりますので、答えてください。

○企画部次長

昨日、私がお答弁申し上げましたのは、前段のご質問の中で、こういった場合はどうなのだという仮定でご質問がありましたが、民事再生の申請があって、そういう形で処理をする場合は、2問目にございましたエア・ドゥの

関係もそうですけれども、エア・ドゥにおきましてもまるっきり同じ例で、ここにありますとおり、私どもは出資者であります、今回エア・ドゥは債務超過でございましたので、再生計画をつくる段階で、減資をする許可を裁判所から得ました。ですから、それをもって、エア・ドゥは、今後、11月だと思えますけれども、債権者集会で減資も含めた再生計画案について決議をするという形になっております。

この間、私ども出資者に対してエア・ドゥ側から意見を聞くとか考え方を聞くという場面はございませんでした。これは、法律の性格上、そういった形で、ある意味での株主責任ということも含めて、民事再生法下では、商法の適用除外というのですか、そういった形になってございまして、そういう形で進んでいるというのが今のエア・ドゥの状況です。

昨日ご答弁申し上げましたのも、あくまでも仮にですけれども、石狩開発がこういった形になれば、当然、今と同じような形の中で処理をされていくという形で私は答弁を申し上げております。

○北野委員

そうすると、エア・ドゥも石狩開発も、自治法上の権利放棄は議会の議決には当たらないという見解は変わらないのですね。その点だけ聞いて、別の質問に移ります。

○(総務)総務課長

出資金については、議決事件には該当しないという結論は変わりません。

○北野委員

取締役会は商法 260条ということで聞いていますが、今日、こういう整理をされた形で理事者の方から答弁をいただきましたので、この問題については、明日以降、質問をさせていただきたいと思います。

出資金について

これに関連するのですけれども、今、新谷委員の方からも質問がありましたが、さまざまな出資金あるいは有価証券で事実上出資しているというケースが今議論になっているのです。こういう出資をする場合は予算が議案として出されます。ところが、出資先の経営状況が思わしくなくて、有価証券で言いますとゼロになるという場合に、議会の方では、それに対する賛否が理事者側から一切問われないという仕組みになっているということなのですか。

○(総務)総務課長

今の出資の部分については、おっしゃるとおりで、初めから価値が一定していないわけです。

○北野委員

いや、有価証券の場合です。問われないのですかということです。

○(総務)総務課長

有価証券というと、いろいろな種類が出てきますから、今、出資金の関係を。

○北野委員

出資金は次に聞きます。有価証券の場合、ほとんど株でしょう。

○(総務)総務課長

株の場合であれば、実質的な価値が変わってきますが、有価証券でもいろいろな有価証券があるものですから、株だけの話をしますと、出資したときの金額と変動がありますけれども、それが減資なり、会社の破産・解散というようなことでどんどんどんどん変わってきますから、そういった意味で、北野委員が今おっしゃるように、もちろん、株に出資するときには予算でやりますが、その後に、例えば価値がゼロになったといった場合に議案になることはないというふうに考えます。

○北野委員

有価証券はさまざまと言うのですが、ここに出てくる小樽市が有価証券を所有している13社は全部株券ですよ。総務課長は、有価証券にはいろいろあると言うけれども、小樽市の場合は、いろいろなくて、株券だけなので

す。

だから、課長がおっしゃるとおり、これがゼロになって、ペアになった場合、そのことの是非が議会の方では議決の対象にならない。金を出す場合は、賛成か反対かが問われるのだけれども、ゼロになってしまいましたという場合は、議会に報告する必要もない、議決の対象にはさらさらならない、そういう在り方について、総務部長、これはどうなのですか。

○(総務)総務課長

今さら言うまでもないと思いますけれども、議決事件というのは、地方自治法第96条に限定的に列挙されているわけです。それに該当しないものは議決事件ではないという取扱いになっていますので。

○北野委員

そんな一般論は言っていないよ。これまで有価証券で出資したものは、全部、議会の議決事項でしょう、株券は。

○(総務)総務課長

出資するときですね。

○北野委員

ここに載っているもの、これは、議会の議決を経ないで13社のどこかの会社に出資しましたか。株を買いましたか。全部、議決の対象になっているのでしょうか。

それでは、ちょっと質問を変えます。

監査委員に伺いますけれども、今日は、木下さんが体調が悪いそうで、おられないので、佐藤監査委員に伺います。

今指摘したような財産の管理と申しますが、これは全部、市民の税金ですから、これを出すとき、例えば石狩開発にしても、今問題になっているエア・ドゥにしても、共産党は反対しましたが、それにしても、出資のときは議会の賛同をもらう、議決をもらう、しかし、ゼロになるという、市民の財産が失われるというときに議会の議決の対象にもならないというのは、監査委員として市民の財産を監督する立場からいって、どういう見解をお持ちですか、今の理事者の答弁にかかわって。

○佐藤監査委員

議員としては考えることはありますが、監査委員としては、さきほど総務課長が言ったとおりだろうと思います。

○北野委員

それは是認するのですか。

○佐藤監査委員

是認するとかしないではなく、法律的にはそういうふうになっているということです。

○北野委員

ところで、平成13年度決算の付属資料として、財産に関する調書が配布されて、5ページの有価証券では、今言った13社は全部株券です。6億3,000万円余りの株券を持っているのだけれども、ざっくばらんに言えば、石狩開発の6,800万円とエア・ドゥの1,000万円はもうなきに等しく、紙くず同然になっているということなのです。

さきほど、権利の放棄という形で、出資したものが消えてなくなりますということは議会の議決は必要がないとおっしゃった。そうすると、次長のお話では、エア・ドゥは、裁判所に許可をもらって、減資を認められて、どういう再生計画をつくるか、今審議中ですね。仮に、100%減資という、これはマイカルの例をとっても主流ですが、そうなったら、来年のこの調書の中では、13社から一つ消えて、北海道国際航空株式会社1,000万円というのが消えてしまうのです。消えてここに出てくるということですね。

財政課長にお尋ねしますけれども、本特別委員会に認定が求められている決算ですが、この調書は議決の対象になるのですか、ならないのですか。

○(財政)財政課長

財産に関する調書は、決算に添付しまして、参考の資料ということで出すことになっておりますけれども、認定自体の対象は決算のみというふうに理解しております。

○北野委員

決算の認定についてだけが議決の対象で、これは、あくまでも添付している付属資料といいますか、議決の対象にならないということですね。

そうすると、議会側として、これに賛成した会派については後で見解を聞きたいと思うのだけれども、反対している我々として、やはり指摘したとおりではないかといって、何か意見を述べようと思っても、議決の対象にならない。北海道国際航空の1,000万円がすんなり消えて、来年は12社になっているかどうかはわからないけれども、12社として出てきても、議決の対象にもならない。結局、このやり方は、市民の財産が失われることに対して議会は口出しをするなという制度なのです。あなた方の答弁が正しいとすれば、こういうやり方が今浮き彫りになったのです。

こういう、出すときは議会の協力をもらう、ペアになるときは議会に態度を問わなくてもいいというような仕組みの有価証券の出資というやり方は考えなければならないのではないですか。途中で意見が出たって、多数で否決される。しかし、私ども共産党の予算組替えなどでは、早くから、石狩開発の6,800万円なんかは引き揚げれと言っていたのです。ところが、それが物にならないで、今日に来て、紙くず同然になった。

こういうことは、市民の側から見れば許しがたい税金の無駄遣いですよ。こういうことについて、議会が意見を述べることは一定できるけれども、議決の対象にならないような仕組みのところに市民の税金を持ち出すようなやり方が果たしていいのかということが問われていると思うのです。この件に関して、理事者側、監査委員の見解を求めたいと思います。

○総務部長

総務課長からもる説明していますけれども、出資する段階において、予算として審議をしていただく、この時点において、当然、出資というのはリスクを伴うという中で、株主責任が生じることがあるわけです。そういう中で出していますから、一小樽市がそれに反対したからといって、それでは戻ってくるものなのか、保障されるものではない。

ですから、予算審議の中で、その辺の見極めといいますか、議論の中で審議していただくというもので、それが結論として出てきた。例えば、満額になってきたからといって、それがどうなのだということになるわけですから、それは、出資する段階において既に決まっているといたしますか、そういう考えに立って出資するべきものだというふうに考えております。

○佐藤監査委員

ただいま部長が言いましたけれども、株自体の価値というのは上がることもありますし、下がるということもあります。大変難しいものではあるでしょうけれども、出すときに考えていかなければならないのではないかなという感じは私としては持っております。

○北野委員

部長はそういうふうにおっしゃったけれども、ちょっとむきにならないで答えてほしいのですが、市民の貴重なお金なのです。株というのは、おっしゃるとおりリスクを伴うのです。だから、順調に行った場合には銀行利息より儲かります。しかし、そういう利益が多いだけ、リスクもまた大きいというのは当たり前のことです。

これだけの会社にいるいろいろ出しているわけで、小樽にかかわるさまざまなことでもいろいろな意見がありますけれども、北海道の要請によって仕方なくつき合っているということはあるわけでしょう。エア・ドゥだって、道からの再三の強い要請で62の自治体が出資したのです。道の責任について、あなた方は何も問わないですか。道議会

では大問題になっていますよ。小樽市としては北海道に物を申し、弁償せいというぐらいのことを言ってもいいのではないですか。

○ 総務部長

企画部所管のエア・ドゥに関してとか石狩開発に関して議論がありましたけれども、北海道の中で今いろいろな会議等も進められています。一部、振興資金うんぬんという部分も出たりした経過もございますけれども、そういう過程の中で、今後、道がどういう形で方針や考え方を示すのか、それによって、私どもも、言うべきことは言っていきたいというふうに思っています。

エア・ドゥに関して言いますと、蛇足ですけれども、増額の2次要請があったときには、市としてはお断りをしています。そういう判断のもとに出資しているということもございますので、ご理解いただきたいと思います。

○ 北野委員

納得はしませんけれども。

そこで、株の問題ですが、さきほど言ったように、リスクがあるということだけれども、1度購入したら、これを小樽市の意思で途中で手放すということはできないのですか。

○ 総務部長

それは当然できます。過去にも、船舶関係の株について、12年度ですか、売却をしてございます。これは、当然、額面よりも相当の上昇をしたといえますが、そういう中で売払っている経過もございます。それは意思によって売することはできますけれども、買手がいなければといえますが、その辺もございますから、その辺は売手と買手の問題となると思いますが、売することはできます。

○ 北野委員

これは浮き沈みがあるわけですが、石狩開発は、今売ろうと思ったって、紙くず同然だから、買う人なんかいませんよね。明日つぶれるかもわからないのですから、事実上、6,800万円は紙くずです。

だから、過去に売った経緯があるというのなら、いま一度、出資している有価証券については検討すべきではないか。

それから、出資金についても、いろいろおつき合いしなければならないと思われるところがあって、この調書の6ページを見れば、北海道から言われて仕方なくやっているなというようなところがずっとあるし、あるいは文化・教育的な面から出しているというのもありますから、一律には言えませんが、一つ一つの有価証券についても出資金についても精査して、市民の税金ですから、1円たりとも無駄にならないように、そういうことに改めてメスを入れて検討する考えはありませんか。

○ 総務部長

お話の趣旨はよくわかりますので、関係部局とも協議をしてみたいと思います。

○ 北野委員

ぜひそうしてください。

不良債権について

次に伺います。

さきほど、新谷委員の質問に対して、経済部長から、こういう不況のときだからということでご答弁がありました。今度の内閣改造を見ますと、竹中大臣は公的資金投入に積極的だ、だから、消極的な柳沢金融担当大臣をやめさせて、兼務させた、こういうのが一般的な見解として報道されています。

小泉内閣の構造改革が改めて今回強調されているようですが、その最大の眼目は不良債権の処理であることが改めて確認されました。商工信組の破たんするときも、不良債権処理にかかわって私は質問させていただきましたけれども、それ以前もそうでしたが、政府の言っている不良債権処理というのは、最初、都市銀行、大手の銀行を先に

やって、それから地方の金融機関に及ぶから、まだ時間的な余裕があるという説明が理事者側からなされていました。

そこで伺いますけれども、今度の不良債権処理が進められるということになる地元の金融機関について、もちろん大手もそうですが、大手、それから地方の銀行あるいは金融機関、この不良債権処理の期日はいつまでというふうに政府は考えて、こういう内閣改造が行われたと認識されておりますか。

○ 経済部長

構造改革の眼目は不良債権処理かということについては、そのとおり私どもも認識しておりますが、不良債権処理をいつまでにとということについては、正確に承知しておりません。

○ 北野委員

山崎次長が商工課長のとき、私がさっき解説したような説明をしていたのです。それは変わっていないですよ。あれから1年数か月たちましたけれども、知らないというふうにはならないよ。理事者がそういうふうに説明していたのです。担当者がかわったら、知らないと言うのですか。

○ 経済部長

明確でなくて申しわけないのですが、あの時点では、たしか、3年ぐらいをめぐりというふうに言ったように思います。

○ 北野委員

木谷さんが着任早々の話だから、僕は印象的に覚えています。木谷部長のもとで、山崎商工課長が答えたのです。今度、商工課長という名称はなくなったけれども、行政の継続でちゃんと引き継がれているはずなのです。

そこで伺いますけれども、小樽管内の不良債権について当時いろいろ質疑が交わされましたが、その後、不良債権は増えていますか。その動向はどう把握されておりますか。

○ 経済部次長

景気の低迷が続いておりますので、そういった面で、恐らく不良債権というのはある程度増えているのだろうとは思いますが、大変申しわけございませんけれども、正確な数字は持ち合わせておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○ 北野委員

決算特別委員会はあと2日間ありますから、最終日にでもお答えいただけますか。

○ 経済部次長

ただいまそういったご質問をいただきましたので、国の金融当局にも確認した上で、わかりましたら、ご報告させていただきます。

○ 北野委員

最後ですが、テレビで最近たびたび報道されておりますけれども、不良債権を処理して、公的資金を投入しているということですね。小樽でも、商工信組にかかわって、小樽信金に公的資金が投入されました。そういうことが全国的にやられているけれども、幾ら不良債権を処理しても、次から次へ不良債権が生まれて、1年間に1兆円単位で増えているのです。

これは、結局、今の景気の状態が続けば、今は正常債権でも不良債権にどんどん転化していくのですから、際限がないのです。

不良債権の処理は、当然、適切な形でしなければならないと思います。だけれども、こういう景気が悪い中、企業が七転八倒しているときに、不良債権ということで五つの基準を設けてどんどん不良債権処理を政府の側から進めていくということになれば、結局、景気が回復しないから、かえって企業が倒産する、あるいはそのことにより商工信組のようになる。あれは政府の政策でつぶされたと私は思っています。貸倒引当金が3億円くら

いだったですか、これが1年間で30何億に増やされているのです。こういう乱暴なことを金融機関に強制して破たんに追い込んでいるのです。

そういうことがこれからどんどん行われるということになれば、地元の金融機関に頼っている小樽の中小企業は大変なことになると思うのです。

この問題については、今、次長の松川さんの方から、調べて答弁できるように努力したいという回答がありましたから、私はこれでやめますけれども、不良債権処理の問題については、経済部の方に決算の最後に質問を予定しています。地元のことから、必要なことはきちっと押さえておいていただきたいということをお願いして、終わります。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。